

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2024年9月25日

【事業年度】 第23期(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

【会社名】 株式会社アイキューブドシステムズ

【英訳名】 i Cubed Systems, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木 勉

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【電話番号】 092-552-4358(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 CFO 坂田 崇典

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区天神四丁目1番37号

【電話番号】 092-552-4358(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 CFO 坂田 崇典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月		2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高	(千円)	-	-	2,454,410	2,665,041	2,949,083
経常利益	(千円)	-	-	817,879	609,938	668,440
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	-	-	539,529	440,098	463,463
包括利益	(千円)	-	-	539,467	439,682	454,976
純資産額	(千円)	-	-	2,223,929	2,573,506	2,579,565
総資産額	(千円)	-	-	3,202,755	3,399,411	3,609,238
1株当たり純資産額	(円)	-	-	420.88	484.70	503.60
1株当たり当期純利益	(円)	-	-	102.67	83.33	87.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	100.85	82.36	87.13
自己資本比率	(%)	-	-	69.3	75.5	71.2
自己資本利益率	(%)	-	-	24.3	18.4	18.1
株価収益率	(倍)	-	-	20.7	17.7	17.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	275,503	301,117	823,344
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	208,178	484,467	616,441
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	36,400	98,082	452,254
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	2,337,409	2,055,977	1,811,066
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	99 〔 10 〕	123 〔 15 〕	157 〔 17 〕

(注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。また、第21期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

2. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月		2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高	(千円)	1,641,309	2,029,180	2,454,410	2,665,041	2,949,083
経常利益	(千円)	401,960	559,868	822,455	603,492	705,710
当期純利益	(千円)	318,042	420,212	544,419	434,998	492,231
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	100,000	378,504	404,412	409,787	413,018
発行済株式総数	(株)	5,011,350	5,238,350	5,274,850	5,292,350	5,303,750
純資産額	(千円)	704,518	1,681,306	2,226,881	2,569,606	2,614,178
総資産額	(千円)	1,336,489	2,830,693	3,204,580	3,392,880	3,636,998
1株当たり純資産額	(円)	140.58	320.92	421.81	484.66	510.95
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	10.00 (-)	20.00 (-)	30.00 (-)	32.00 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	63.46	80.79	103.60	82.36	93.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	78.81	101.76	81.41	92.54
自己資本比率	(%)	52.7	59.4	69.4	75.6	71.7
自己資本利益率	(%)	58.3	35.2	27.9	18.2	19.0
株価収益率	(倍)	-	56.8	20.5	17.9	16.2
配当性向	(%)	-	12.4	19.3	36.4	34.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	435,866	944,509	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	133,953	61,589	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	86,937	492,931	-	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	930,634	2,306,485	-	-	-
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	73 〔2〕	85 〔5〕	99 〔10〕	123 〔15〕	130 〔17〕
株主総利回り (比較指標：東証グロース市場 250指数)	(%)	- (-)	- (-)	46.7 (54.8)	33.2 (67.6)	34.8 (54.8)
最高株価	(円)	-	9,490	4,950	2,534	1,661
最低株価	(円)	-	3,980	1,874	1,274	1,254

- (注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、第21期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。また、第19期及び第20期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
2. 2019年12月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第19期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2020年7月15日に東京証券取引所マザーズ市場（2022年4月4日以降はグロース市場）に上場したため、新規上場日から第20期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 第19期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
8. 第19期及び第20期の株主総利回り及び比較指標については、当社株式が2020年7月15日に東京証券取引所マザーズ市場（2022年4月4日以降はグロース市場）に上場したため、記載しておりません。なお、株主総利回りの比較指標は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場250指数」へ変更しております。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場（2022年4月4日以降はグロース市場）におけるものであります。なお、2020年7月15日をもって同取引所に株式を上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。
10. 2019年12月2日付でA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2019年12月2日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を消却しております。なお、当社は2019年12月11日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2 【沿革】

当社グループの創業者である佐々木勉は、2001年1月にITソリューションの提供を目的として個人事業を創業し、2001年9月福岡県福岡市西区において、「有限会社アイキューブドシステムズ」を設立いたしました。その後、同事業の拡大を目的として有限会社から組織変更し、「株式会社アイキューブドシステムズ」といたしました。

2010年7月には東京オフィス（現東京本社）を開設し、現在の中核事業であるライセンス販売事業（現CLOMO事業）を開始いたしました。

設立以後の事業の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2001年9月	福岡県福岡市西区に有限会社アイキューブドシステムズを設立
2004年2月	更なる事業の拡大を目的として株式会社に組織変更
2004年4月	福岡県大野城市に本社事務所を移転
2010年7月	事業の販路拡大のため東京オフィス（現東京本社）を東京都港区に新設
2010年11月	MDMサービス「CLOMO MDM」を提供開始
2011年7月	法人向けモバイルアプリシリーズ「CLOMO SECURED APPs」を提供開始
2011年12月	福岡県福岡市南区に本社事務所を移転
2015年3月	モバイル、IoTのセキュリティを強化する「センサーデータの管理機構」に関する特許を取得
2015年10月	日本マイクロソフト株式会社とモバイルデバイス/IoT市場で協業を開始
2015年10月	モバイル、IoTのセキュリティを強化する「位置情報と連動した機能制限」に関する特許を取得
2016年8月	MDMサービス「CLOMO MDM」がGoogle EMM製品に認定
2017年5月	「CLOMO MDM」「ワーク・スマート」を提供開始
2019年1月	MDMサービス「CLOMO MDM」が「Android Enterprise Recommended」を取得
2019年4月	福岡県福岡市中央区に本社事務所を移転
2020年3月	事業の販路拡大のため大阪オフィスを大阪府大阪市北区に新設
2020年7月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2021年11月	福岡県福岡市中央区に株式会社アイキューブドベンチャーズ（現連結子会社）を設立
2022年1月	福岡県福岡市中央区にアイキューブド1号投資事業有限責任組合（現連結子会社）を設立
2022年4月	事業の販路拡大のため広島オフィスを広島県広島市中区に新設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場へ移行
2022年7月	事業の販路拡大のため名古屋オフィスを愛知県名古屋市中村区に新設
2022年7月	事業の販路拡大のため札幌オフィスを北海道札幌市北区に新設
2022年9月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
2022年11月	事業の販路拡大のため仙台オフィスを宮城県仙台市青葉区に新設
2024年2月	CLOMOサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録
2024年4月	ベトナムのソフトウェア開発会社10KN COMPANY LIMITEDを株式取得により子会社化（現連結子会社）

(注) 1 . MDMとは

Mobile Device Management (モバイルデバイス管理)の略称であり、企業などで、社員が利用するスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末を統合的に管理するための技術、サービス。情報漏洩対策のために遠隔でモバイル端末のロックやデータの消去を行うなどの機能を提供します。

2 . EMMとは

Enterprise Mobility Management (エンタープライズモビリティ管理)の略称であり、MDMの機能に加えて端末で利用するアプリケーションの導入・管理、データやコンテンツの管理・保護の機能を提供します。

3 . Android Enterprise Recommendedとは

Google LLCが主導するハードウェアとソフトウェアのプログラムです。このプログラムは、Android Enterprise (Google LLCが提供するプログラムであり、Androidのモバイル端末をビジネスで有効活用するための共通化された管理機能)だけでなく、複数の管理モードや機能、品質、管理画面や設定の実現に加え、最新で最良の技術を用いてサービスを維持・向上させる能力や実績が求められます。

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社3社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド1号投資事業有限責任組合、10KN COMPANY LIMITED）の計4社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループは、企業や教育、医療の現場において活用が進むモバイル端末を、一元的に管理・運用するためのマネジメントサービスをSaaS（Software as a Service）として提供する「CLOMO事業」及びCVCやM&Aを通じた投資活動によって当社グループの持続的な成長を目指す「投資事業」を運営しており、詳細は以下のとおりであります。

なお、これらの区分はセグメントと同一の区分であります。

(1) CLOMO事業

CLOMO事業は、法人向けモバイル端末（iPad等のタブレット、iPhoneやAndroid等のスマートフォン、モバイルPC）を、一元的に管理・運用するサービス「CLOMO MDM」をライセンス形式で提供しております。さらに、モバイル端末向けアプリケーション「CLOMO SECURED APPS」のライセンスや、MDMに関連するオプションサービスも販売しております。

これらのサービスはクラウドを介してSaaSとして提供しております。クラウド上でのソフトウェア管理により多くの顧客に対応でき、ビジネス規模の拡大によるスケールメリットを享受できる収益構造となっております。また、月額や年額で定額課金するサブスクリプション型を採用しており、サービスの提供開始後は解約や契約ライセンス数の減少がない限り、毎月安定した収益を積み上げることができます。この安定した収益基盤により、事業の成長を目指しております。

CLOMO事業では、主に販売パートナー（携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店等）を通じて、最終ユーザーである法人顧客にサービスを提供しております。販売パートナーは、当社が顧客に提供する利用ライセンス数に応じたライセンス使用料を顧客に請求し、当社は販売パートナーに対して、利用ライセンス数に応じたライセンス使用料を請求しております。

販売パートナーへの支援活動としては、製品に関する勉強会を定期的を開催し、必要に応じて当社のテクニカルコンサルタントが販売パートナーの営業スタッフに同行して商談をサポートしております。また、販売した顧客に対しては、当社のカスタマーサクセス部門が直接、電話やメールによる問い合わせの対応を行い、定期的な利用状況のモニタリングや、製品活用のためのセミナーを開催することで、高い継続率及び顧客満足度を維持しております。

さらに、当社はソフトウェア開発、ライセンス販売、サービス運用、プラットフォーム管理、カスタマーサポートの全てを自社でコントロールする統合的な体制を強みとしております。具体的には、サービス運用やカスタマーサポートで得た知見や顧客の要望を、新たなソフトウェアの開発や既存のソフトウェアの改善に迅速に反映させることで、CLOMO事業の競争力を高めております。

CLOMO事業をサービス別に区分すると主軸であるCLOMOサービスと、SECURED APPSサービスの2つとなります。詳細は、次のとおりであります。

CLOMOサービス

CLOMOサービスは、企業や学校法人等が使用する多数のiPad等のタブレット、iPhoneやAndroid等のスマートフォンを一元的に管理・運用するサービス「CLOMO MDM」を提供しております。主な機能としては、「利用状況の監視（モバイル端末の利用状況を遠隔でリアルタイムに把握する機能）」、「運用効率化（個別端末の機能を適切に設定・制限する機能）」、「盗難/紛失時の対策（盗難/紛失時に端末ロックやデータ消去を行う機能）」等を行うことができます。さらに、CLOMO MDMとセットで使用するオプションサービスについても、時流に合わせて継続的に拡充し、充実したラインアップを取り揃えております。

CLOMO MDMは、導入支援や導入後の積極的なサポート体制を評価いただき、大規模運用ユーザーも含めて業種業態を問わず採用されております。また、主要な販売パートナーである株式会社NTTドコモが提供するMDMサービスのリニューアルに伴い、当社のCLOMO MDMが採用され、2022年9月よりOEM提供を開始しました。これにより、中小規模企業へのサービス導入も進んでおります。

CLOMOサービスはApple Inc.の「Volume Purchase Program（注1）」や「Automated Device Enrollment（注2）」に対応しており、iOSデバイスの管理・活用に強みを持っております。また、Androidデバイス向けでは、

Google LLCの提供する「Android Enterprise Recommended」を取得しており、「Android Enterprise Partner Program（注3）」においてはGold Partnerとして認定されております。さらに、Windowsデバイス向けでは、日本マイクロソフト株式会社と協業（重要な投資パートナーとして、ハード面、ソフト面において、様々な支援を受けております。）しており、様々なOSでの管理・活用が可能となっております。

CLOMO MDM 利用イメージ

CLOMO MDM

スマートデバイスのリモート管理・運用環境

管理者（法人システム・管理部門等）

従業員のモバイル端末



🔍 利用状況の監視

- シリアル番号
- 電話番号
- インストールアプリ
- 位置情報など

⚙️ 運用効率化

- カメラ使用禁止
- パスコードポリシー
- App Store 利用禁止など

🔒 盗難/紛失時の対策

- リモートロック
- リモートワイプ
- 紛失モード設定※など

製品・サービス名	概要
1. CLOMO MDM	<p>多種多様な大量のモバイル端末を、安全で効率的に運用できる管理機能を提供します。企業の管理者はモバイル端末を導入する際の「利用状況の監視」「運用効率化」「盗難/紛失時の対策」を、モバイル端末、アプリケーション、情報コンテンツのそれぞれに対して簡単に行うことができるMDMサービスです。</p> <p>CLOMO MDMは、iOS、Android、macOS、WindowsOS、ChromeOSで動く端末に対応しております。</p>
2. CLOMO MOBILE APP PORTAL	<p>様々なOSやモバイル端末に対応した、企業専用の統合的なアプリケーションポータルサイトを提供しております。</p> <p>CLOMO MDMとセットで利用し、「アプリの遠隔配信・削除」「企業内のアプリ管理」「アプリライセンスの配布・回収」等を行うことで、企業の管理者が利用者に対して業務利用アプリ（業務利用アプリの例：ブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有）を効率的に配布、管理できるサービスです。</p>
3. CLOMO オプションサービス	<p>CLOMO MDMをさらに安心・便利に利用するための各種オプションサービスです。主に、モバイル端末の活用における様々なリスクを防ぐためのハイエンドセキュリティオプションサービスや、企業の管理者に対してモバイル端末の管理負荷を軽減するための支援サービスを提供しております。</p> <p>主な製品は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLOMO MDM secured by Deep Instinct（サイバーセキュリティ対策） ・CLOMO MDM secured by Cybertrust（デバイス証明書） ・CLOMO MDM secured by OneBe（持ち出し対策） ・CLOMO Launcher（Android ホーム画面作成） ・CLOMO リモートデスクトップ powered by TeamViewer（リモートアクセス） ・Harmony Mobile（モバイルセキュリティソリューション） ・キittingサービス（キitting作業を代行） ・サポートチケット（導入・運用のサポート） ・運用代行サービス（CLOMO MDMの運用代行） ・リモートオペレーションサービス（24時間365日、紛失時の対応） ・オンボーディングサービス（初期設定から運用開始までを一貫して支援）

SECURED APPsサービス

近年のDX化に伴い、業種業態を問わず様々なビジネスシーンでモバイル端末の活用が進む中、モバイル端末自体の管理に留まらず、企業が業務上で使用するアプリケーションに対しても、顧客情報や機密情報の流出を防ぐための高いセキュリティ要件が求められています。「SECURED APPs」は、セキュリティとアプリケーションの使い勝手を両立させることでモバイル端末の「活用」を支援する、企業向けのモバイルアプリケーションです。

SECURED APPsは、ビジネスで利用するブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有の5つのアプリケーションを提供しており、法人向けアプリケーションに求められるセキュリティ要件を満たしながら、個人向けアプリケーションと同様の使い勝手の良さを実現しております。

製品ラインアップと特徴

 <p>CLOMO SecuredBrowser 業務外サイトの閲覧制御が可能なブラウザアプリ</p> <p>IOS Android</p>	 <p>業務外サイトや危険なサイトの閲覧を制限</p>	 <p>WEB閲覧データを残さないキャッシュ保持制限機能</p>	 <p>私的利用を抑制するための操作・閲覧ログの収集</p>
 <p>CLOMO SecuredMailer 社外秘のメールデータを強固に守る安全なメールアプリ</p> <p>IOS Android</p>	 <p>プライベートのメールアドレス登録を制限</p>	 <p>メールデータを残さないキャッシュ保持制限機能</p>	 <p>添付ファイルの不正利用を防ぐ他アプリとのファイル連携禁止</p>
 <p>CLOMO SecuredCalendar 社外秘の商談予定も安全に共有できるカレンダーアプリ</p> <p>IOS Android</p>	 <p>社内やグループの共有イベントを配布・管理</p>	 <p>Exchange等との連携で、利用中のカレンダー情報を有効活用</p>	 <p>組織毎に共有カレンダー情報の閲覧権限を付与可能</p>
 <p>CLOMO SecuredContacts 重要な連絡先情報を保護する共有アドレス帳アプリ</p> <p>IOS Android</p>	 <p>閲覧権限を設定し、共有連絡先情報を社内へ配布</p>	 <p>Exchange等との連携で、利用中のアドレス帳情報を有効活用</p>	 <p>連絡先情報の不正利用を防ぐ他アプリとのファイル連携禁止</p>
 <p>CLOMO SecuredDocs 機密情報のファイルコピーを防ぐ安全なドキュメント共有アプリ</p> <p>IOS Android Kindle Fire</p>	 <p>常に最新の状態でも種多様なファイルを共有</p>	 <p>グループごとにファイル閲覧権限を設定</p>	 <p>機密情報の漏えいに繋がる他アプリとのファイル連携を禁止</p>

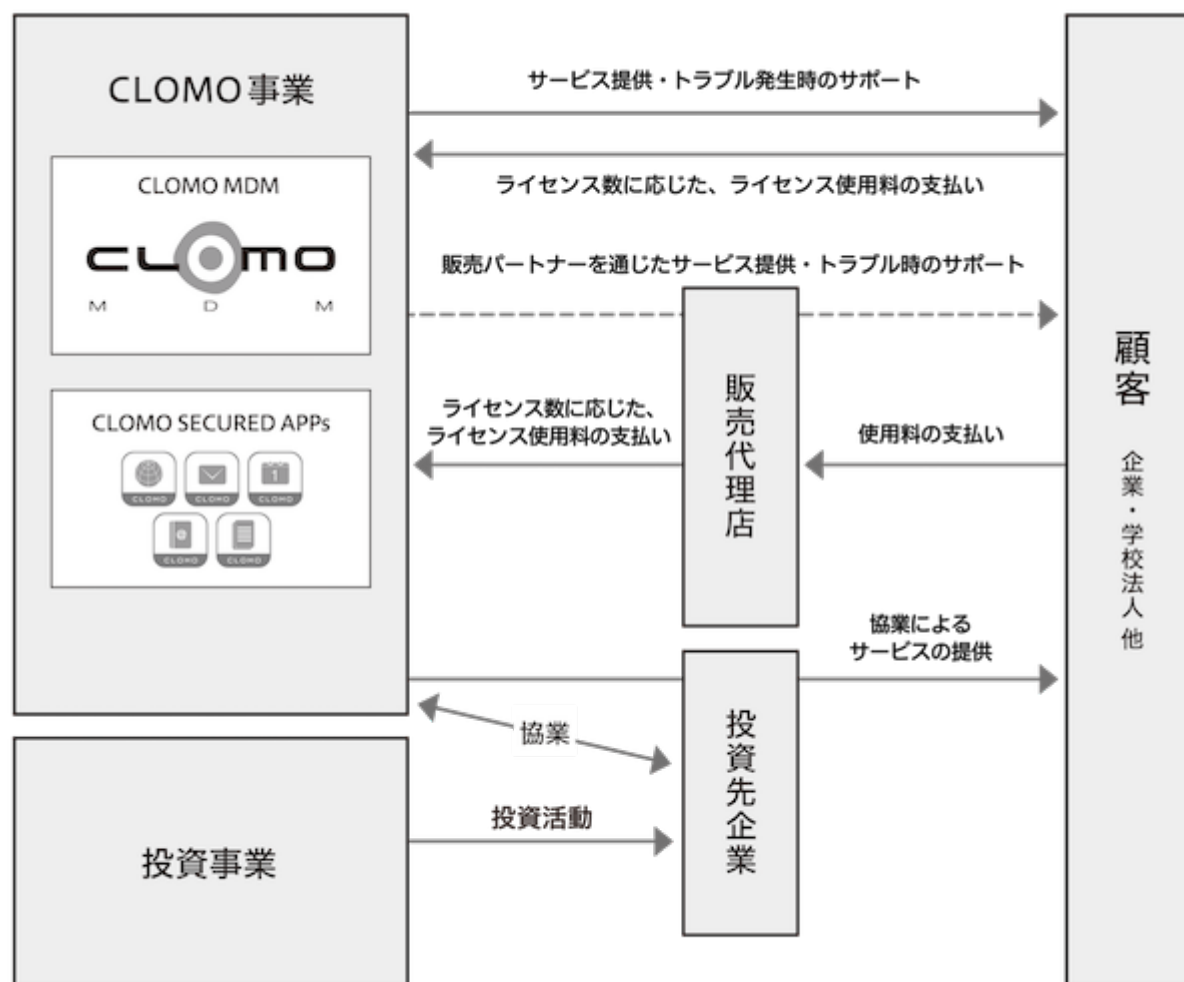
製品・サービス名	概要
4. SECURED APPs	<p>ビジネスで利用するブラウザ、メール、スケジュール、アドレス帳、ファイル共有の5つのアプリケーションを、安全性と利便性を両立させて利用できるようにしたサービスです。iOS、Androidに対応しており、MDMとセットでの活用は勿論、MDMの導入を強制できない個人持ち込みデバイスにも対応しております。</p>

(2) 投資事業

投資事業では、当社グループの持続的な成長を実現するべく、ベンチャーキャピタル子会社である「株式会社アイキューブドベンチャーズ」を通じて「アイキューブド1号投資事業有限責任組合」を設立し、スタートアップ投資を行っております。主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社グループの事業領域と親和性の高い企業としております。さらに、社会課題解決型企業や、当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業についても投資対象としており、この投資活動により世の中にイノベーションの連鎖を創出し、新たな価値創造への挑戦に貢献することを目指しております。

[事業系統図]

当社グループの主要な事業系統図は以下のとおりです。



- (注) 1. Apple Inc.が提供する、App Storeアプリの一括購入プログラムです。企業などの組織がアプリを一括購入して組織内のユーザーに簡単に配布でき、アプリの割り当て後も所有権は管理者が保持しているので、必要に応じて取り消しや再割り当てが可能となり、対象のデバイスが10台でも、1万台でも、iPhone、iPad、Mac、Apple TVの管理が容易にできるようになります。
2. Apple Inc.が提供する、新規に購入したモバイル端末をMDMサービスの管理下へ配置する作業を自動化するプログラムです。設定中のモバイル端末を監視するために、実際に管理者がモバイル端末に触れなくとも構成できるようになり、初期設定の手順が簡素化されます。
3. Google LLCが提供するプログラムで、パートナー企業によるAndroid Enterpriseの仕様に則した製品やサービス、ソリューションの開発、販売などの支援を目的としております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイキュー ブドベンチャーズ	福岡県福岡市 中央区	10 百万円	投資事業、投資事業組 合の運用、投資先支援 等	(所有) 100.0%	役員兼任3名 (注)5
(連結子会社) アイキューブ1号 投資事業有限責任組 合(注)1、2	福岡県福岡市 中央区	500 百万円 (注)3	投資事業	(所有) 99.0% [1.0]	-
(連結子会社) 10KN COMPANY LIMITED(注)4	ベトナム ハノイ市	3,517 百万VND	ソフトウェアの受託開 発事業	(所有) 100.0%	ソフトウェア開発 業務委託

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔 〕は、間接所有割合で内数であります。

3. 2024年4月26日付で増資を行い、資本金が増加しております。

4. 2024年4月2日付で10KN COMPANY LIMITEDの全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。

5. 役員の兼任に関しては、提出日現在の人数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
CLOMO事業	156 〔17〕
投資事業	1
合計	157 〔17〕

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間平均雇用人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 投資事業の従業員数は、株式会社アイキューブドシステムズから株式会社アイキューブドベンチャーズに出向している従業員数を記載しております。

3. 従業員数が前連結会計年度に比べて34名増加したのは、主に10KN COMPANY LIMITEDを子会社化したことで、人員が増加したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
130 〔17〕	35.7	4.7	6,551

(注) 1. 従業員数は就業人員数（グループ内への兼務出向を含む）であります。

2. 臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は、年間平均雇用人員を〔 〕内に外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注1）	男性労働者の育児休業取得率（％） （注2）	労働省の男女の賃金の差異（％） （注3）		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
8.7	100.0	-	-	-

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定による公表項目としていないため、記載を省略しております。

連結子会社

連結子会社は従業員数が100名以下であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき開示義務がある連結子会社が存在しないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは当社及び連結子会社3社（株式会社アイキューブドベンチャーズ、アイキューブド1号投資事業有限責任組合、10KN COMPANY LIMITED）の計4社で構成されております。パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの主軸事業である、CLOMO事業の導入法人数（CLOMOを導入している企業や、学校や官公庁などの公的機関の組織数）、ライセンス継続率を経営指標としております。

(3) 経営環境と経営戦略

当社グループの主軸事業であるCLOMO事業は、MDM市場（モバイル端末管理市場）に属しております。MDM市場全体の市場規模は、2023年においては178億円（前年比10.4%増）、2027年までに250億円まで成長する見通し（注1）であることから、CLOMO事業に関しても継続的な成長を見込んでおります。

マーケットの状況としては、3G停波（注2）に伴うフィーチャーフォン（従来型携帯電話）の生産終了、PHSのサービス終了等により、企業や医療機関においてスマートフォンの導入が加速しております。

また、スマートフォン以外では、DXの促進に伴って業務専用端末の管理需要が増加しており、MDMの管理対象となる端末の種類は拡大しております。さらに、PC資産管理ソフトウェアについては従来のオンプレミス型からSaaS型への移行が進み、モバイル端末とPCの統合管理の需要が増加しております。このように、CLOMO事業は業務専用端末管理市場やPC資産管理市場にも成長領域を拡大しており、充分な開拓余地が残されていると考えております。

当社グループとしては、そのような状況からより多くの顧客を獲得するため、製品開発活動では、生産性の向上による原価の低減と、管理対象端末の種類増加に対応するための機能開発及び他社製品との連携による付加価値の向上に引き続き注力してまいります。また、営業活動では、全国7箇所の営業拠点網を通じて地方の販売パートナーとの連携を強めます。さらに、CLOMO MDMとしての販売に加えて、OEM提供先サービスの拡大による顧客基盤の拡大を図り、引き続き売上成長スピードの加速に取り組んでまいります。

2025年6月期においては、NEXT GIGA（注3）による小中学校におけるMDM需要の増加が見込まれております。この需要に応えるため、文教市場に強みを持つ販売パートナーとの協業を通じて、さらなる市場シェアの拡大を図ってまいります。さらに、ISMAPに登録された信頼性の高いサービスであるという強みを活かし、政府や行政機関を含む幅広いお客様に対して、CLOMOサービスの導入を積極的に促進してまいります。

- (注) 1. 出典 デロイト トーマツ ミック経済研究所「ハイブリッドワークの最適解をもたらす コラボレーション・モバイル管理ソフトの市場展望 2023年度版 (<https://mic-r.co.jp/mr/02880/>)」2023年度市場規模・2027年度市場規模予測。
2. 携帯キャリア各社が第3世代移動通信方式（3G）のサービス提供を順次終了する予定となっております。当社の主要な販売パートナーであるNTTドコモグループは、第3世代移動通信方式の「FOMA」及び携帯電話からインターネットやメールを利用できるサービス「iモード」の提供を2026年3月に終了予定です。
3. GIGAスクール構想（児童生徒向けに1人1台の端末や、高速通信環境を一体的に整備することで、学習活動の一層充実や主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善の実現を目指す、文部科学省による構想。）の次なるフェーズ及び取り組みを指します。2020年から2021年頃に導入された学習用タブレット端末が2024年以降に更新時期を迎え、端末の入れ替えに伴ってMDMの再選定が行われると見込まれており、文教市場におけるMDM需要の増加が期待されます。

(4) 当社グループの対処すべき課題

MDM市場におけるシェアの拡大

CLOMO事業が属するMDM市場は、スマートフォンのビジネス利用の増加に加えて、モバイルPCや業務専用端末など、新たなMDMの活用シーンの拡大によって成長を遂げており、当社グループも導入法人数、ライセンス数の増加により収益基盤が拡大しております。一方で、近年では海外製品の国内参入などを背景に、市場における競争優位性の確保に対する重要性が高まっております。

このような中で、CLOMO事業のMDM市場におけるシェアを拡大させるためには、当社グループの技術開発力をベースにした高機能化、周辺機能の追加、複数種類の端末の管理機能拡充などにより、アップセルとクロスセルを高め、顧客単位の売上増加・コスト減少に取り組んでいく必要があると考えております。加えて顧客の信頼を厚くするためのサポート体制の充実による高い継続率の維持に取り組んでまいります。

また、クラウドを利用したSaaSサービスであるため、顧客の予期せぬ急増や、一度に多量のライセンスを受注した場合においても、当社グループは新規で物理的なサーバー機器を調達、構築する必要がないことから円滑に対応でき、当社グループに大きな負担はありません。導入までのサポートを大きな負荷無く短期間で済ませることで、成長の一層の加速に取り組んでまいります。

開発体制の強化

CLOMO事業の拡大に向けては、多様化する顧客ニーズへ対応し、さらなる新機能の開発を進めていくことが課題と考えております。近年の国内におけるITエンジニアの採用環境については、売り手市場の継続により厳しい状況となっております。このような状況への対応として、エンジニアが成長し充実した仕事・生活ができる実感をもてるような環境を作り、それを対外的にアピールする機会を増やすことで、エンジニアにとって魅力的な職場としての認知を広めていきたいと考えております。また、エンジニアの成長機会を増やすため、社内勉強会の開催や、オンライン上で開催される社外勉強会への登壇、企業やコミュニティで開催するエンジニア向け年次カンファレンスを中心に積極的に参加してまいります。

さらに、M&Aを通じた開発人員の増強や、海外におけるオフショア開発先の開拓など、外部リソースを活用した抜本的な開発体制の強化に取り組んでまいります。当連結会計年度においては、ベトナムに拠点を置くソフトウェア開発会社を子会社化し、中長期的な開発リソースの確保・強化が進んでおります。

品質保証体制の強化

顧客に提供するサービスを構成するソフトウェアについては、サービス品質向上に向けた様々な施策を実施してきた結果、顧客満足度の向上によるユーザーの定着が進んでおります。当社グループでは、この方向性を継続し、ソフトウェアエンジニアリングにおける改善をさらに進めることが課題と認識しており、サービス品質向上のための様々な改善活動に積極的に取り組んでまいります。

カスタマーサクセス活動の効率化

CLOMO事業はサブスクリプション型のビジネスモデルであり、顧客のライセンス継続率を高く維持することが重要と認識しております。カスタマーサクセス活動においては、メール及び電話での顧客からの問い合わせ対応に加えて、顧客との関係強化に向けた定期的な面談を実施し、CLOMO MDMの基本的な利用方法から効果的な活用方法までを学べる「CLOMO ステップアップセミナー」を月数回開催しております。顧客からの電話での問い合わせに対しては、電話応答率が平均90%を上回るなど、顧客に寄り添った迅速な課題解決を行うことができる体制を構築しております。

一方で、CLOMO事業の顧客数の順調な拡大に伴って問い合わせの件数は年々増加しております。これに対して、顧客数の増加に比例して人員増強を進めるのではなく、従来のカスタマーサクセス活動の品質を保ち、高い継続率を維持しつつも、業務効率化によってカスタマーサクセス活動に係る人員数を一定程度に抑制することが課題と考えております。そのために、製品の操作マニュアルや操作レクチャー動画の拡充を進めており、顧客自身で製品操作に対する疑問を解消しやすい環境を整えることで、顧客の利便性向上及び業務の効率化を図ってまいります。

新たな事業領域の開拓

当社グループは、主軸であるCLOMO事業の拡大により、連結売上高の成長を続けております。一方で、将来にわたって持続的な企業価値向上を実現するためには、CLOMO事業の周辺領域への進出や、新規事業の開発など、新たな事業領域の開拓が課題であると考えております。この課題を解決するために、当社グループでは、投資事業を通じて獲得した豊富な情報ソースを活用したM&Aや、社内における事業開発活動に積極的に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げており、様々な挑戦を楽しみながら取り組み、また同時に、挑戦を楽しむ人や組織を支えることで、笑顔あふれる社会の実現に貢献いたします。サステナビリティに関する取り組みについても、この挑戦の一つと捉えております。当社グループを取り巻く事業環境や経営状況を踏まえ、適切な時期に、ステークホルダーの皆さまと連携しながら、持続可能な社会への貢献に取り組んでまいります。



(1) ガバナンス

当社グループは、持続可能な社会の実現及び企業価値の向上に向け、2023年6月にサステナビリティ方針を策定しております。当社グループのサステナビリティに関する取り組みについて経営会議等で協議された内容の報告を取締役会が受け、当該施策について、取締役会において審議・監督を行っております。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、次のとおりであります。

人材の多様性

当社グループは、多様性を踏まえた人材の活用が当社グループの持続的成長のために必要不可欠であると考えております。性別・国籍・年齢・個々の価値観・ライフスタイル等の多様なバックグラウンドや個性を持つ人材を採用し、多様かつ挑戦的なカルチャーを醸成しながら、全ての従業員が尊重され、個々が能力を発揮して活躍することにより、組織力を最大化し、当社グループの成長につなげてまいります。

これに伴い、当社グループにおいては、ダイバーシティ&インクルージョンを推進するため、「D&Iミーティング」を定期的を開催しております。

人材の育成

当社グループの競争力の源泉は人材であるという認識のもと、様々な人材育成施策に取り組んでおります。具体的には、従業員一人ひとりのキャリア形成を支援することを目的に、新卒社員向け研修、階層別研修、マネージャー育成プログラム、所属部門によるOJT等を実施しております。さらに、自律的なキャリア形成をサポートするため、eラーニングを導入し、従業員自ら積極的に学べる環境を提供しております。

また、当社グループのエンジニアが専門的な知識を幅広く習得し、かつ、能力向上の動機づけに繋げることを目的として、国内外の技術カンファレンスに積極的に参加できる機会を提供しております。

社内環境整備

当社グループにおいては、従業員一人ひとりが働きがいを持ち、安心して働き続けることができる職場環境を整備しております。具体的には、フルフレックスタイム制や状況に応じたテレワークの活用など、従業員一人ひとりの生活スタイルに応じたワークライフバランスを実現させることができるよう、さまざまな仕組みづくりに努めております。

また、直近3期においては、産前産後休業・育児休業の対象となった社員の100%が産前産後休業・育児休業を取得しており、男性社員も育児休業を取得するなど、性別に関係なく制度を活用できる環境を整えております。

(3) リスク管理

当社グループにおける全社的なリスク管理は、事業活動に伴い発生する可能性がある経営上のリスクについて、リスクを可視化し、当社グループに発生するあらゆるリスクを統合的・包括的・戦略的に把握・評価・最適化し、価値最大化を図るリスクマネジメント手法で行っており、リスク管理担当部門より四半期ごとに取締役会へ報告しております。サステナビリティに関するリスクについても、その他のリスクと同様に、当該手法で管理しております。

(4) 指標

当社グループでは、上記(2)戦略において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する実績は、次のとおりであります。

指標	実績(当事業年度)
全労働者に占める女性労働者の割合	42.3%
管理職に占める女性労働者の割合	8.7%
全労働者に占める外国籍労働者の割合	6.9%
男性労働者育児休業取得率	100.0%
一人あたり1ヶ月の平均時間外労働時間	4.5時間

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場動向と主軸事業、事業環境の変化について

当社グループの主軸事業であるCLOMO事業は、サブスクリプション契約により、クラウドを利用してSaaSの形態で企業向けにMDMサービスを提供しております。顧客企業は、自社の従業員等にCLOMOがインストールされたモバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）を貸与し、当該モバイル端末を通じて、従業員への情報提供、従業員からの成果物の受領及び従業員の就業時間の管理などを行うことができます。

ただし、当該事業は、国内外の経済情勢や、顧客企業動向に左右されるうえ、技術進化が著しく、顧客ニーズも多様化していくことから、それらへの対応が遅れた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定取引先への依存について

主軸事業であるCLOMO事業の販売チャネルとしては、携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店を通じての取引が多く、販売先の上位グループ会社による売上が売上高の50.2%（2024年6月期実績）を占めております。当該販売パートナーとは良好な関係を築いておりますが、販売パートナーの予期せぬ販売方針の変更や当社グループが原因となる重大な不具合の発生等により、良好な関係を毀損する事態となった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定事業への依存について

当社グループはCLOMO事業及び投資事業を展開しておりますが、投資事業については提出日現在において売上高が計上されておらず、当連結会計年度の売上高はすべてCLOMO事業によるものです。そのため、CLOMO事業が属するMDM市場の成長が想定通り進まない場合、又は当社グループが事業環境の変化に適切に対応できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。一方で、(4)に記載の通り、当社グループは収益源の多様化のため、新規事業を展開する方針であり、代替となる収益基盤の構築を進めてまいります。

(4) 新規事業について

当社グループはCLOMO事業を主軸事業としておりますが、収益源の多様化のため、リスクを慎重に検討しつつ、新規事業を展開する方針です。新規事業の開発あるいは収益化が計画通りに進まない場合、減損損失の計上が必要となる等、投資を回収できなくなる可能性があります。また、新規事業の内容によっては、事業固有のリスクが加わる場合があります。これらの新規事業の内容あるいは進捗状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) エンドユーザーによるモバイル端末切り替えに伴う解約について

主軸事業であるCLOMO事業においては、携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店によるモバイル端末販売と合わせて、顧客企業であるエンドユーザーと契約を行うため、エンドユーザーと携帯電話販売会社や携帯電話販売代理店の関係悪化等の要因により、エンドユーザーが他社の販売するモバイル端末に切り替える場合に、当社グループによる関与が及ばない状態で、契約を解約される可能性があります。予算及び経営計画において、将来の解約を見込んでおりますが、想定を超える解約が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクの対応策として、顧客の問い合わせを迅速に解決する手厚いサポート体制を構築しております。さらに、顧客との関係性強化に向けた定期的な面談や、CLOMO MDMの活用について学べるステップアップセミナーを実施しており、これらのサポート活動及びカスタマーサクセス活動を通じて、モバイル端末を切り替えた場合においても、継続して製品を利用していただけるよう取り組んでおります。

(6) 競合等について

CLOMO事業の属するMDM市場において、新規参入や他社との競合により、価格競争が激化し、想定した単価で契約が

できない場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはApple Inc.やGoogle LLC、Microsoft Corporation等といった、いわゆるプラットフォームの提供するOSやインフラを利用して、CLOMOサービスを提供しております。これらのプラットフォームは自社でもMDMサービスを提供しておりますが、当社グループに対する料金体系や利用上の制約を変更した場合、あるいは当社グループに対するサービス提供を停止した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティ及び情報漏洩について

当社グループは、業務に関連して多数の顧客企業の情報資産を取り扱っております。当社グループは、情報システム管理規程を策定し、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施するなど、情報管理の徹底に努めております。また、統合脅威管理機能を持つシステムも利用し、さらに社外専門家からのチェックを受ける等の施策を実施することにより、情報セキュリティ体制の強化を行っております。

しかしながら、外部からのサイバー攻撃、従業員の過失による重要データの消去や従業員による不正取得の可能性のほか、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等について

当社グループは、第三者との間で将来の業績に影響を及ぼすような重大な訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。しかしながら、事業活動を展開する中で、知的財産権、環境、労務等、様々な訴訟の対象となるリスクがあり、将来の業績に大きな影響を及ぼすことが危惧される重大な訴訟が提起された場合や訴訟の結果によっては当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを踏まえ、事業活動の遂行に際し、内部統制の充実やコンプライアンスの強化に努めております。

また、当社グループでは、事業展開にあたり知的財産権に関する訴訟を未然に防ぐため、特許事務所を通じた知的財産権の特許調査を実施しており、当社グループの技術等が他社の知的財産権に抵触しているという事実は認識しておりません。しかしながら、当社グループの業務に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、知的財産権侵害として損害賠償請求等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システムダウン、システム障害について

当社グループは、Apple Inc.やGoogle LLC、Microsoft Corporation等のクラウドサービスを利用してインターネット上でサービスを提供しております。したがって、自然災害や事故によるインターネット通信網の損傷や予期せぬアクセス急増に伴うサーバーダウンに起因して、当社グループのサービス提供に支障が生じる場合があります。そのような事態となった場合、エンドユーザーへの補償等が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、分散バックアップデータを元に、早急に障害等から復旧する体制の強化を行ってまいります。

(10) 内部管理体制及びコンプライアンスについて

当社グループは、業務の適正性、財務諸表の信頼性確保のため、内部統制システムの適切な運用を行っております。また、内部監査室を設置し、コンプライアンスに関する規程を整備・充実するとともに、従業員への研修など啓蒙活動を継続的に実施し、法令遵守に取り組んでおります。しかしながら、故意あるいは想定し得ない重大なコンプライアンス違反や法令違反があった場合、当社グループの社会的信用が低下し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社グループは、従業員が157名（当連結会計年度末現在）と小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後の事業拡大に応じて従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、急激な社員増加に対応しきれない場合や、退職が続出するような場合には、事業計画が想定通り進捗せず、長期的な競争力の低下あるいは機会損失が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

当社グループの創業者であり、代表取締役執行役員社長 CEOである佐々木勉は、当社設立以来、経営方針や戦略の立案・実行、システム開発を推進し、当社グループを強いリーダーシップで牽引してきました。当社グループの保有する知的財産権のほとんどは同氏が手がけたものです。当社グループは各部門のリーダーに権限委譲し、安定的な経営体制を構築しておりますが、同氏に不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 人材確保について

当社グループは、業容拡大に伴う適切な人材確保が必要であると考えており、主にソフトウェア開発等に高度な技術スキルを有する人材の確保を必要としております。しかしながら、人材の確保が順調に進まない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は93,740株であり、発行済株式総数5,303,750株の1.76%に相当しております。

(15) ベンチャーキャピタル等の株式所有割合について

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）の当社株式の所有割合は、当連結会計年度末現在5.17%であります。当社株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、一般の株主の方向けの決算説明会と機関投資家との継続的な面談など、健全な株形成のためのIR活動と、中長期的な視点での株主作りを行ってまいります。

(16) 研究開発費について

当社グループは受託開発ではなく、自社で開発した技術をライセンス提供するというビジネスモデルを展開しており、その根幹を支える研究開発に多くの予算を投入していく予定であります。研究開発は、調査やレポートをもとに、利用者のニーズや競合他社の動向等を予測の上、方針を決定しておりますが、予測が大きく外れた場合や、研究開発に係る方針を転換しなければならない場合には、投下した資金を回収できず、また事業の展開が遅延することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 投資事業について

当社グループは新たな収益源の創出のため、当社グループの事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企業、当社グループが本社を置く九州の地で活動している企業を対象に投資を実施しております。投資先の事業の状況によっては、保有有価証券の評価損が発生し、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、投資対象の株式等について取得原価を上回る価額で売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない可能性や投資資金を回収できない可能性があります。

(18) 海外子会社について

当社グループは、ベトナムに拠点を置くソフトウェア開発会社を海外子会社として有しており、現地で受託開発事業を営むほか、親会社の開発業務を一部委託しております。したがって、ベトナムの政治・経済・法規制等の変化、戦争・テロ等の社会的混乱や予期し得ない労働環境の急激な変化などが生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該子会社は当連結会計年度より連結子会社となりましたが、みなし取得日を2024年4月1日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(19) 為替の変動について

当社グループの主要事業であるCLOMO事業は、クラウドを利用してSaaSの形態で企業向けにMDMサービスを提供しており、売上原価にはクラウドサービスの利用料が含まれております。これらの利用料は主に米ドル建てで支払っているため、急激に円安が進行した場合には売上原価が増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはベトナムに拠点を置く海外子会社を有しており、当該子会社の財務諸表を円貨に換算する際に、為替変動により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度の経済環境は、日経平均株価が史上最高値を記録するなど景気回復に向けた動きが見られた一方で、ウクライナ情勢及びイスラエル情勢の長期化、日米の金融政策の動向などに対する懸念が存在し、先行き不透明な状態が続きました。

このような市場環境の中、当社グループは、パーパスを「笑顔につながる、まだ見ぬアイデア実現の母体となる」、提供価値を「デザインとエンジニアリングの力で、挑戦を支える」と定義した上で、「挑戦を、楽しもう。」をブランドスローガンに掲げ、挑戦的な文化を醸成し、ITを軸とした様々な挑戦を積極的に進めていく企業を目指しております。

当社グループは、企業、教育、医療の現場で活用されるモバイル端末の一元管理・運用を行うSaaS（Software as a Service）を提供する「CLOMO事業」を軸に展開しております。また、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）やM&Aを通じた投資活動により、グループの持続的成長とスタートアップ企業の新たな価値創造を支える「投資事業」を運営しております。

また、当社グループは、当連結会計年度において10KN COMPANY LIMITEDの全株式を取得し、子会社化しました。同社は、ベトナム（ハノイ市）に拠点を置く開発会社であり、豊富な経験と高い開発スキルを有する若きエンジニアを数多く揃え、日本企業向けのシステム、WEB、アプリケーション等の受託開発案件も手掛けております。同社を迎え入れることで、当社グループの中長期的な開発リソースを強化するとともに、さらなる事業拡大を目指してまいります。

当連結会計年度の経営成績については、主軸事業であるCLOMO事業において、OEM提供を通じた新規顧客の獲得が進んだ結果、売上高が前年同期比で増加しました。CLOMO事業の売上原価は、前連結会計年度において製品開発力の増強を目的に、新たに開拓した委託先企業と積極的に開発投資を進めたことで、ソフトウェア製品のリリースが増加した結果、減価償却費を中心に前年同期比で増加しました。投資事業の売上原価は、当社グループのCVCを通じた投資先の評価損が発生した結果、前年同期比で増加しました。販売費及び一般管理費は、当連結会計年度においては、企業の持続的成長を目的に新卒人材を中心とした採用計画を進めており、中途採用に係る人材紹介費用等が減少したものの、M&Aに係る諸費用等が発生したことにより前年同期比で増加しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,949,083千円（前期比10.7%増）、営業利益692,162千円（前期比11.9%増）、経常利益668,440千円（前期比9.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益463,463千円（前年同期比5.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

CLOMO事業

CLOMO事業においては、2010年から提供を開始したモバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」（以下、CLOMOサービスとする。）を事業の軸に、クラウドを利用したBtoBのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しており、2023年12月に公表されたMDM市場（自社ブランド）シェアにおいて、2011年度から13年連続でシェアNo. 1を達成しました（注1）。

当連結会計年度においては、株式会社NTTドコモが提供するMDMサービスであり当社がOEMを提供する「あんしんマネージャーNEXT（注2）」の拡大に伴い、新規顧客の獲得が進みました。この結果、1年間に増加した導入法人数は、前々連結会計年度が524社増、前連結会計年度が1,014社増であったのに対して、当連結会計年度は1,781社増となりました。導入法人数の増加ペースは、あんしんマネージャーNEXTへのOEM提供開始後2年間で3倍以上に加速しております。

さらに、2024年2月にCLOMOサービスが「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）（注3）」に登録され、政府が求める高いセキュリティ水準をクリアしたサービスとして認められました。これにより、政府・行政機関はもちろん、その他の顧客にとってもCLOMOサービスの信頼性向上に繋がり、新規顧客の獲得に貢献するものと考えております。

また、ARPU（注4）向上を目指した戦略の一環として、オプションサービスの拡充を進めており、2023年9月よりTeamViewer ジャパン株式会社との協業を開始し、同社が提供するリモートアクセスツール「TeamViewer Remote」の提供を開始しました。近年、モバイル端末の活用方法は多様化しており、例えば、店舗等に備え付け

られている無人のモバイル端末の管理や、離れたオフィスで発生したITトラブルへの対応など、モバイル端末へのリモート接続が必要となる場面が増加しております。TeamViewer Remoteは高いセキュリティレベルを維持した上で、各種モバイル端末へリモート接続し、遠隔からモバイル端末の操作を可能とするサービスです。2024年6月にはCLOMO MDMとの連携機能をリリースしており、今後もさらなる利便性の向上を図る予定です。

さらに、2023年12月にはCheck Point Software Technologies Ltd.が開発するモバイルセキュリティソリューション「Harmony Mobile」の提供を開始しました。Harmony Mobileは、悪意のあるアプリやネットワーク・OS攻撃からモバイル端末を包括的に保護し、多角的な防御を可能にする、モバイル端末向けセキュリティソリューションです。CLOMO MDMと合わせて使うことで、高度な脅威に対応したモバイル端末管理が可能となり、企業における安心・安全なモバイル端末の活用をサポートします。このように、MDMの周辺サービスをオプションサービスにラインナップすることで、クロスセルによるARPUの向上を図ってまいりました。

製品開発においては、CLOMOサービスのPC資産管理市場でのシェア獲得に必要となるWindows端末向けの機能強化のほか、他社製品との連携、ChromeOSへの対応など、顧客のニーズに応えるための機能改善に引き続き注力しました。

これらの取り組みにより、導入法人数は6,710社(前連結会計年度末に比べ1,781社、36.1%増)に達しました。

この結果、売上高は2,949,083千円(前期比10.7%増)、営業利益は763,328千円(前期比20.3%増)となりました。

なお、サービス別の内訳は次のとおりであります。

CLOMO MDM	売上高	2,692,338千円
SECURED APPs	売上高	153,474千円
その他	売上高	103,271千円

投資事業

投資事業では、ベンチャーキャピタル子会社である株式会社アイキューブドベンチャーズを通じてアイキューブド1号投資事業有限責任組合を設立し、CVCとして投資活動を推進しております。当連結会計年度においては2社へ投資を行い、投資先社数は7社となりました。

主な投資対象はモバイル、SaaS、セキュリティ等、当社事業領域と親和性の高い企業、社会課題解決型企業及び当社グループが本社を置く九州の地場で活動している企業としております。また、当社グループの新たな市場領域への進出及び収益源の創出を図るべく、M&Aを通じた新事業開発にも積極的に取り組んでおります。

この結果、営業損失は71,165千円(前期は営業損失15,666千円)となりました。

(注) 1. 出典 デロイト トーマツ ミック経済研究所「コラボレーション/コンテンツ・モバイル管理パッケージソフトの市場展望(<https://mic-r.co.jp/mr/00755/>)」2011~2013年度出荷金額、「MDM自社ブランド市場(ミックITレポート12月号:<https://mic-r.co.jp/micit/2023/>)」2014~2022年度出荷金額・2023年度出荷金額予測。

2. 株式会社NTTドコモが提供しているモバイル端末管理サービスです。主に、社員・生徒に貸与したデバイスに対して紛失・盗難時に有効な「ロック/初期化」機能や、「カメラ制御」「利用可能アプリの制限」などのセキュリティ機能、「アプリ配信」などのデバイス管理業務効率化機能を備えております。

3. 政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、円滑に導入できることを目的とした制度です。本制度は「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」(2020年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター・デジタル庁・総務省・経済産業省が運営しております。

4. Average Revenue Per Userの略称であり、導入法人数当たりの平均月間単価。

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における財政状態については次のとおりであります。

(資産)

総資産は3,609,238千円となり、前連結会計年度末に比べ209,827千円の増加となりました。これは主に投資有価証券が141,600千円、のれんが133,248千円、繰延税金資産が71,285千円、売掛金が71,136千円、ソフトウェアが36,034千円、その他流動資産が26,990千円、営業投資有価証券が24,802千円増加し、現金及び預金が243,385千円、ソフトウェア仮勘定が70,205千円減少したことによるものです。

(負債)

負債は1,029,673千円となり、前連結会計年度末に比べ203,769千円の増加となりました。これは主に未払法人税等が122,128千円、その他流動負債が81,523千円、契約負債が12,547千円増加し、買掛金が18,078千円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産は2,579,565千円となり、前連結会計年度末に比べ6,058千円の増加となりました。これは主に自己株式の取得に伴う減少が298,400千円、剰余金の配当に伴う利益剰余金の減少が158,765千円発生し、親会社株主に帰属する当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加が463,463千円発生したことによるものです。この結果、自己資本比率は71.2%（前連結会計年度末は75.5%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,811,066千円となり、前連結会計年度末に比べ244,910千円の減少となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は823,344千円（前年同期は得られた資金301,117千円）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益668,440千円、減価償却費317,055千円、投資事業組合運用損22,240千円、売上債権の増加額60,413千円、仕入債務の減少額19,027千円、契約負債の増加額12,547千円、営業投資有価証券の増加額24,802千円、営業活動その他の増加額77,797千円、法人税等の支払額177,861千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は616,441千円（前年同期は使用した資金484,467千円）となりました。これは主に、有価証券の取得による支出700,000千円、有価証券の償還による収入700,000千円、有形固定資産の取得による支出18,845千円、無形固定資産の取得による支出275,881千円、投資有価証券の取得による支出164,000千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出156,820千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は452,254千円（前年同期は使用した資金98,082千円）となりました。これは主に、配当金の支払額158,654千円、自己株式の取得による支出298,400千円によるものです。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、受注から役務提供の開始までの期間が短く、受注状況には重要性がないため記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
CLOMO事業	2,949,083	110.7
投資事業	-	-
合計	2,949,083	110.7

(注)主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ及びそのグループ会社	1,248,287	46.8	1,480,945	50.2
株式会社ソラニワ	-	-	300,415	10.2
株式会社ティーガイア	291,233	10.9	-	-

(注)最近2連結会計年度の主な相手先別販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては、記載を省略しております。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績の状況」、「(2) 財政状態の状況」、「(3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。事業運営上必要な運転資金の需要のうち主なものは、当社グループサービスを安定的に運営し、また拡大していくための開発人員及び営業人員の人件費、研究開発に係る費用であります。

目標とする経営指標の状況

a CLOMOの導入法人数

当連結会計年度末のCLOMOの導入法人数は6,710社（前連結会計年度末に比べ1,781社、36.1%増加）となりました。

営業拠点を通じた地方の販売パートナーとの連携強化や、OEM提供先サービスの成長によって、導入法人数の増加ペースが加速しており、純増導入法人数は前期比約1.8倍となりました。

b ライセンス継続率

当連結会計年度のライセンス継続率は94.8%となりました。（注）

カスタマーサクセス部門による、ユーザーミーティングの開催や、定期面談、製品活用のためのステップアップセミナーの実施など、エンドユーザーの成功体験を目的とした様々な取り組みの成果が、製品に対する心理的ロイヤルティ向上を後押ししたことで、ライセンス継続率は引き続き高い水準を維持しております。一方で、特定の大口顧客が契約期間満了を迎え、計画的な解約に至ったことで、当連結会計年度末においては一時的にライセンス継続率が低下しております。

（注）継続率は、当連結会計年度に発生した各月の解約数を前年同月末のライセンス数から控除したライセンス数について、前年同月末ライセンス数で除して算出しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照下さい。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動として、新たなサービスを開発するための開発調査や、CLOMO事業の顧客基盤の拡大を目的とした、追加機能開発を行うための開発調査を行いました。

当社グループの研究開発における社内体制としては、製品開発運用本部や情報システム戦略部に所属する、クラウドやEMM領域、生産性向上のためのシステム開発等に高い専門性を有するメンバーが活動しております。

これらの研究開発活動により、当連結会計年度における研究開発費は13,270千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、事業のサービスの充実を図ることを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は295,069千円であり、これは主にソフトウェアの開発274,509千円によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具、 器具及び備 品	ソフトウエ ア	ソフトウエ ア仮勘定	その他	合計	
福岡本社 (福岡県福岡市中央 区)	CLOMO事業	事務所	15,942	16,441	246,828	104,422	7,417	391,053	78 (12)
東京本社 (東京都港区)	CLOMO事業	事務所	7,318	3,332	-	-	-	10,651	37 (4)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 建物は賃借しております。年間賃借料は40,149千円であります。

3. 帳簿価額のうち、「その他」は商標権であります。

4. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイト)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年9月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,303,750	5,303,750	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	5,303,750	5,303,750	-	-

- (注) 1. 提出日現在の発行株式のうち20,400株は、現物出資（譲渡制限付株式の発行に伴う金銭報酬債権94,633千円）によるものであります。
2. 提出日現在の発行数には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権

決議年月日	2017年11月14日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 27(注) 5
新株予約権の数(個)	2,780(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,800(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注) 2、4
新株予約権の権利行使期間	2019年11月1日～2027年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が行使価額を下回る払込額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者の行使期間中の各年(11月1日から翌10月31日まで)において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。なお、新株予約権者が、当該行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合には、当該各年の新株予約権の残余について次年度以降に繰り延べることができない。

新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

いずれの場合においても権利行使に係る行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 2019年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員12名となっております。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)6に準じて決定する。

8 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第7回新株予約権

決議年月日	2019年9月27日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 60(注)5
新株予約権の数(個)	4,210(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 42,100(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700(注)2、4
新株予約権の権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2021年6月期から2029年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金18億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者のうち当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 2019年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月20日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員36名となっております。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

7. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)6に準じて決定する。

8 . 当社は、2022年 9 月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年5月12日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 22(注)4
新株予約権の数(個)	2,720[2,520](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,720[2,520](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,665(注)2
新株予約権の権利行使期間	2023年6月10日～2031年6月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,665 資本組入額 2,332.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2022年6月期から2030年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金30億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使

することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員15名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)5 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月10日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 18(注)4
新株予約権の数(個)	3,500[3,250](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,500[3,250](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,040(注)2
新株予約権の権利行使期間	2024年6月15日～2032年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,040 資本組入額 1,020
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2023年6月期から2031年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金36億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使

することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員16名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第10回新株予約権

決議年月日	2023年5月11日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 33(注)4
新株予約権の数(個)	8,220[7,170](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,220[7,170](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,478(注)2
新株予約権の権利行使期間	2025年6月15日～2033年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,478 資本組入額 739
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2024年6月期から2032年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金42億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使

することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員29名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7 . 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年12月12日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	1,500(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,345(注) 2
新株予約権の権利行使期間	2026年1月19日～2034年1月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,345 資本組入額 672.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2024年6月期から2032年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の損益計算書に記載される売上高が金42億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場

合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6 . 当社は、2022年9月28日付けで監査等委員会設置会社へ移行しております。

第12回新株予約権

決議年月日	2024年5月14日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 28(注)4
新株予約権の数(個)	7,900[7,100](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,900[7,100](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,455(注)2
新株予約権の権利行使期間	2026年6月13日～2034年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,455 資本組入額 727.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入、その他の処分は認めておりません。 ただし、譲渡については、取締役会の決議による承認を得た場合は、この限りではありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社が提出した2025年6月期から2033年6月期までのいずれかの事業年度に係る定時株主総会に提出される決算書の連結損益計算書に記載される売上高が金50億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の定時株主総会より翌日以降に、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を

行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 付与対象者の退職等の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、従業員27名となっております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年7月14日 (注) 1	普通株式 150,000	普通株式 5,161,350	215,280	315,280	215,280	215,280
2020年7月15日～ 2020年8月11日 (注) 2	普通株式 9,300	普通株式 5,170,650	1,162	316,442	1,162	216,442
2020年8月12日 (注) 3	普通株式 22,500	普通株式 5,193,150	32,292	348,734	32,292	248,734
2020年8月13日～ 2020年11月11日 (注) 2	普通株式 10,700	普通株式 5,203,850	1,337	350,072	1,337	250,072
2020年11月12日 (注) 4	普通株式 6,000	普通株式 5,209,850	24,870	374,942	24,870	274,942
2020年11月13日～ 2021年6月30日 (注) 2	普通株式 28,500	普通株式 5,238,350	3,562	378,504	3,562	278,504
2021年7月1日～ 2021年11月10日 (注) 2	普通株式 6,400	普通株式 5,244,750	1,655	380,159	1,655	280,159
2021年11月11日 (注) 5	普通株式 10,000	普通株式 5,254,750	18,950	399,109	18,950	299,109
2021年11月14日～ 2022年6月30日 (注) 2	普通株式 20,100	普通株式 5,274,850	5,302	404,412	5,302	304,412
2022年7月1日～ 2022年11月23日 (注) 2	普通株式 2,700	普通株式 5,277,550	877	405,289	877	305,289
2022年11月24日 (注) 6	普通株式 3,200	普通株式 5,280,750	2,665	407,955	2,665	307,955
2022年12月2日～ 2023年6月30日 (注) 2	普通株式 11,600	普通株式 5,292,350	1,832	409,787	1,832	309,787
2023年7月1日～ 2023年11月9日 (注) 2	普通株式 1,100	普通株式 5,293,450	295	410,082	295	310,082
2023年11月10日 (注) 7	普通株式 1,200	普通株式 5,294,650	831	410,913	831	310,913
2024年2月5日～ 2024年6月30日 (注) 2	普通株式 9,100	普通株式 5,303,750	2,105	413,018	2,105	313,018

(注) 1. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格	3,120円
引受価額	2,870.40円
資本組入額	1,435.20円
払込価額の総額	430,560千円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格	2,870.40円
資本組入額	1,435.20円
割当先	野村證券株式会社

4. 譲渡制限付株式報酬として新株式6,000株を発行しております。

発行価額	8,290円
資本組入額	4,145円
割当先	当社取締役（社外取締役を除く。）6名

5. 譲渡制限付株式報酬として新株式10,000株を発行しております。

発行価額	3,790円
資本組入額	1,895円
割当先	当社取締役（社外取締役を除く。）6名

6. 譲渡制限付株式報酬として新株式3,200株を発行しております。

発行価額	1,666円
資本組入額	833円
割当先	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）2名及び執行役員3名

7. 譲渡制限付株式報酬として新株式1,200株を発行しております。

発行価額	1,385円
資本組入額	692.50円
割当先	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）2名

(5) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	17	22	16	12	1,519	1,588	-
所有株式数（単元）	-	1,311	2,263	1,111	1,577	81	46,656	52,999	3,850
所有株式数の割合（%）	-	2.47	4.26	2.09	2.97	0.15	88.03	100.00	-

(注)自己株式200,168株は、「個人その他」に2,001単元、「単元未満株式の状況」に68株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
佐々木 勉	福岡県福岡市早良区	2,715	53.20
畑中 洋亮	東京都世田谷区	421	8.25
ジャフコS V 4 共有投資事業有 限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコ グループ株式会社内	253	4.97
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	116	2.27
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	100	1.96
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)(常任代 理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM(東京都中央区日本橋一丁目13番1 号)	89	1.75
平 強	東京都目黒区	86	1.68
大野 尚	福岡県福岡市城南区	60	1.17
ビッグ・フィールド・マネージ メント株式会社	福岡県福岡市中央区天神五丁目10番1号 NYBFビル4階	60	1.17
大淵 一正	福岡県福岡市早良区	49	0.96
計	-	3,952	77.43

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式200千株があります。

2. 2021年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、畑中洋亮氏が2021年7月12日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況では考慮していません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
畑中 洋亮	東京都世田谷区	399	7.66

3. 2024年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ジャフコ グループ株式会社が2024年5月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況では考慮していません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ジャフコ グループ株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	274	5.18

4. 2022年8月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社が2022年8月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況では考慮していません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	200	3.80

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,099,800	50,998	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,850	-	-
発行済株式総数	5,303,750	-	-
総株主の議決権	-	50,998	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式68株含まれております。

【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイキューブド システムズ	福岡県福岡市中央区天神 四丁目1番37号	200,100	-	200,100	3.77
計	-	200,100	-	200,100	3.77

(注) 上記以外に自己名義所有の単元未満株式68株を所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2024年5月14日)での決議状況 (取得期間 2024年5月15日)	200,000	298,400
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	200,000	298,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)により取得したものであります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	200,168	-	200,168	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、既存事業拡大のための事業投資、企業価値向上のための戦略的投資、利益還元策実施の3つのバランスを保ちながら、包括的かつ持続可能な継続成長に貢献するとともに、株主の皆様に対しては、当社の成長に応じた安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

以上の配当方針に基づき、当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり32円としております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、毎年6月30日又は12月31日を基準日として剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

(注) 基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年8月14日 取締役会	163,314	32

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

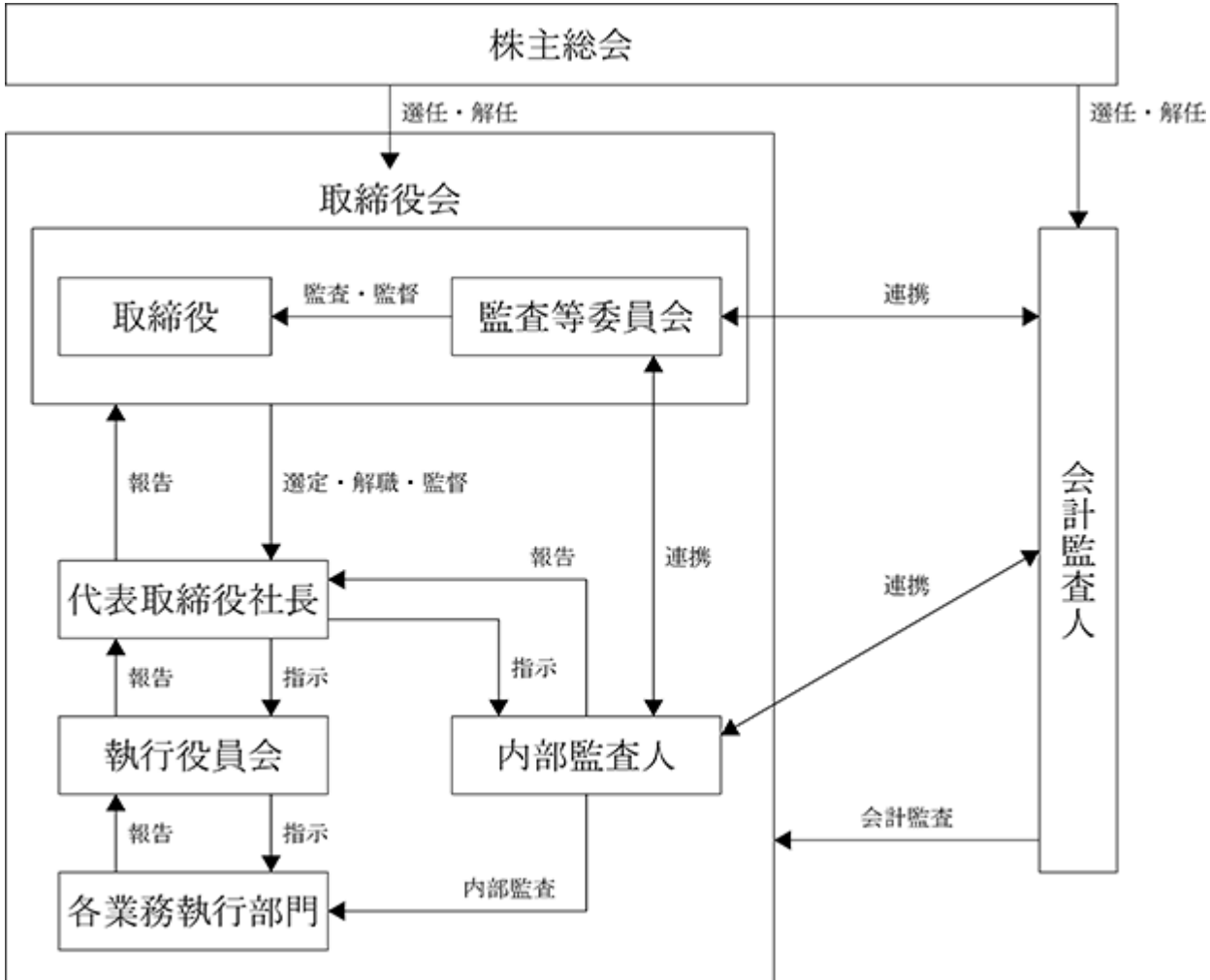
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業本来の目的である企業価値の増大を図るために、経営の透明性・健全性を確保し、適切な経営を行うことが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社の本有価証券報告書提出日現在における企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



() 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木勉が議長を務め、取締役 坂田崇典及び社外取締役 東能利生、内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の6名で構成されております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

() 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役 東能利生、内田裕子、古宮洋二、舞田靖子の4名で構成されており、全員が独立社外取締役です。監査等委員会は、原則として月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監督を行っております。また、監査等委員は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、内部監査人及び会計監査人と随時臨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

() 執行役員会

当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、機動的に成長戦略を実行する目的で、執行役員制を導入しております。執行役員会は、取締役（社外取締役を除く。）、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及びその他取締役が必要と認める者が参加し、代表取締役執行役員社長 CEO 佐々木勉が議長を務めております。原則として月1回以上開催し、各業務執行部門の業務遂行状況に関する報告、課題の検討及び事業計画等の審議を行っております。

() 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

() 内部監査人

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室担当者が当社業務執行部門に対し業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通知し、改善状況報告を内部監査人に提出させることとしております。また、内部監査人は、監査等委員及び会計監査人と監査情報を共有するなど、連携しております。

b 当該体制を採用する理由

当社は、経営経験や専門的見識を有した社外取締役に構成された監査等委員会を設置し、独立した立場から取締役会を監督することで、コーポレート・ガバナンス体制の充実及び強化を図っております。また、内部監査人を任命し、日常的な業務執行を監査しております。これらの各機関の相互連携が業務執行の適正性確保に有効であると判断し、現体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

() 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．行動規範、コンプライアンス管理規程を定め、取締役はこれを遵守します。
- イ．取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、規則に基づいた会社運営を行います。
- ウ．取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

() 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠し、文書管理規程に定めた上で、適切に保存・管理します。

() 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ア．事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行います。
- イ．各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、リスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図ります。

() 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア．事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開します。
- イ．各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行います。

() 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施

し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底します。

イ．業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用します。

ウ．適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施します。

() 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告します。

イ．リスク管理推進委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてリスク管理推進委員会にて報告します。

ウ．内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導します。

() 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができます。

() 前号の使用人の独立性に関する事項

ア．監査等委員会の補助者の職務執行について、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。

イ．監査等委員会の補助者の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。

() 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ア．法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査等委員は出席します。

イ．監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いはいりません。

() その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査等委員会との定期的な意見交換などの実施や内部監査人と監査等委員との緊密な連携などにより、監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行います。

b リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行っております。

リスク管理は、取締役会により選任されたリスク管理担当役員が、リスク管理方針の立案とリスク管理を遂行し、定期的にリスク状況を取締役会に報告しております。また、不測の事態が発生した場合には随時取締役会へ報告するとともに、取締役会でリスク管理方針を決定し、対応していくこととなっております。

企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であることから、顧問弁護士や業界誌等を通じて関係する法令等の改廃動向を適切に把握するとともに、アイキューブドシステムズ行動規範を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

c 社外取締役との間で締結している会社法第427条第1項に規定する契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項における賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、年間500万円又は同法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

d 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするこ

とにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社及び子会社の取締役並びに監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

e 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

f 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日又は12月31日を基準日として、配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

i 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

j 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護についての方策

当社は、支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合は、少数株主保護の観点から、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討する予定です。

取締役会の活動状況

当社は原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度における、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
佐々木 勉	13回	13回
有森 正和	13回	13回
里見 亮隆	13回	13回
幸田 好和	3回	3回
東 能利生	10回	10回
内田 裕子	13回	13回
古宮 洋二	13回	13回
舞田 靖子	13回	13回

- (注) 1. 幸田好和は、2023年9月27日開催の第22期定時株主総会において辞任により退任いたしましたので、出席状況は退任以前の回数を記載しております。
2. 東能利生は、2023年9月27日開催の第22期定時株主総会において取締役に選任され、同日付で就任いたしましたので、出席状況は就任後の回数を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、法令・定款に定められた事項や経営上の重要な事項についての審議に加えて、事業戦略や投資に関する事項等を検討しました。さらに、業務執行取締役から業務執行状況及び事業進捗に関する報告を受けることにより、取締役の職務執行の監督を行ったほか、内部監査及び内部統制監査の状況やリスク管理状況など、内部統制システムの運用に関する報告を定期的に受け、必要に応じて検討しました。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 4名 女性 2名(役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 執行役員社長 CEO	佐々木 勉	昭和48年8月4日生	1996年4月 株式会社システムライフ 入社 2001年1月 アイキューブシステムズ 個人創業 2001年9月 有限会社アイキューブシステムズ(現当社)設立 代表 2003年9月 当社 代表取締役社長 CEO 2020年8月 当社 代表取締役社長 CEO(内部監査室担当) 2021年9月 当社 代表取締役社長 CEO(全部門統括) 2021年11月 株式会社アイキューブベンチャーズ 取締役(現任) 2022年9月 当社 代表取締役執行役員社長 CEO(全部門統括)(現任)	(注)2	2,715,330
取締役 執行役員管理本部長 CFO	坂田 崇典	昭和44年9月4日生	1992年4月 凸版印刷株式会社(現TOPPAN株式会社)入社 1997年10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社)入社 2000年8月 株式会社日経BP 入社 2005年11月 アウンコンサルティング株式会社 入社 2005年12月 同社 執行役員 2006年8月 同社 取締役常務執行役員 2014年6月 AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 取締役 2014年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 2014年6月 アウンコンサルティング株式会社 取締役専務執行役員 2015年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 2017年6月 AUN Vietnam Co., Ltd. 監査役 2019年6月 アウンコンサルティング株式会社 取締役副社長 2024年4月 当社 入社 管理本部 副本部長 2024年7月 当社 執行役員 管理本部 本部長 2024年9月 当社 取締役執行役員管理本部長 CFO(管理部門担当)(現任)	(注)2	-
取締役 (常勤監査等委員)	東 能利生	昭和32年1月23日生	1986年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1990年2月 公認会計士登録 1997年6月 同法人代表社員 2019年7月 東能利生公認会計士事務所開設 代表(現任) 2022年6月 福岡ひびき信用金庫 非常勤監事(現任) 2023年9月 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	内田 裕子	昭和43年10月29日生	1991年4月 大和証券株式会社 入社 2000年1月 有限会社ハーベyroード・ジャパン 取締役 2016年5月 金沢機工株式会社 社外取締役(現任) 2017年9月 工藤建設株式会社 社外取締役(現任) 2019年9月 当社 社外取締役 2020年10月 株式会社松本商店 社外取締役 2021年1月 株式会社スイングバイクリエーション 設立 代表取締役社長(現任) 2021年4月 株式会社良知経営 社外取締役 2022年9月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年1月 株式会社良知経営 取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	古宮 洋二	昭和37年11月26日生	1985年4月 日本国有鉄道 入社 1987年4月 九州旅客鉄道株式会社 入社 2005年5月 同社 鉄道事業本部企画部長 2006年5月 同社 鉄道事業本部運輸部長 2010年6月 同社 鉄道事業本部営業部長 2011年6月 同社 鉄道事業本部サービス部長兼鉄道事業本部営業部長 2012年6月 同社 総務部長 2012年6月 同社 取締役総務部長 2012年9月 同社 取締役鉄道事業本部クルーズトレイン本部長兼総務部長 2013年6月 同社 取締役総務部長 2016年6月 同社 常務取締役鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 2018年6月 同社 取締役常務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 2019年6月 同社 取締役専務執行役員鉄道事業本部長兼北部九州地域本社長 2020年6月 同社 取締役専務執行役員総合企画本部長 2022年4月 同社 代表取締役社長執行役員兼最高経営責任者(現任) 2022年9月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	舞田 靖子	昭和48年7月26日生	2002年10月 ときわ総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)入所 2010年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社(現PwCアドバイザリー合同会社)出向 2012年7月 西村あさひ法律事務所 東京事務所(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) 2013年7月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員 2018年4月 北九州市立大学大学院マネジメント研究科特任教授(現任) 2020年4月 九州大学法科大学院 非常勤講師 2022年6月 舞田法律事務所 設立 代表 2022年6月 熊本電気鉄道株式会社 監査役(現任) 2022年9月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 株式会社福岡キャピタルパートナーズ 監査役(現任) 2024年3月 弁護士法人舞田法律事務所 設立 社員(現任)	(注)3	-
計					2,715,330

(注)1. 取締役である東能利生、内田裕子、古宮洋二及び舞田靖子は、社外取締役であります。

2. 2024年9月25日開催の第23期定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 2024年9月25日開催の第23期定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

a 社外役員の機能及び役割

当社は、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、4名の社外取締役を選任しております。当該4名は、当社取締役会において客観的立場から経営全般に対して提言しております。当社取締役会ではそれらの意見を取り入れることで、意思決定における客観性、公平性が高まり、コーポレート・ガバナンスが一層強化できるものと考えております。

東能利生は、公認会計士としての専門的見地及び監査法人における豊富な監査経験を有しており、このような実績を活かし、取締役を監視するとともに、提言・助言いただくことを期待しております。当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、社外取締役（常勤監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

内田裕子は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見、またダイバーシティ経営に関する見識を有しており、その豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

古宮洋二は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

舞田靖子は、弁護士としての専門的見地、M&Aや組織再編、事業再生等に関する豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験を活かし、当社の経営を監督するとともに、当社経営全般に助言することを期待し、新たに社外取締役（監査等委員）に選任しております。また、当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

b 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査等委員会監査の組織は、内部監査室1名及び社外取締役である監査等委員4名により構成されております。内部監査人は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人から助言を受け、整備及び運用の評価を実施しております。また、内部監査人は監査等委員会と連携を図りながら、各部門に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員にその結果を報告しております。監査等委員は、監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査等委員は取締役会に出席するほか、取締役会以外の会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しているほか、内部統制部門に対して、内部統制に関する何らかの疑義が生じた際に、その都度ヒアリングを実施し、協議することにより相互連携を図っております。会計監査人は、監査計画及び監査経過に関して監査等委員と意見交換を行い相互連携を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役4名で構成しております。監査等委員の東能利生は、公認会計士としての専門的見地及び監査法人における豊富な監査経験を有しております。監査等委員の内田裕子は、ジャーナリストとして多種多様な企業取材からの知見及び豊富な経験を有しております。監査等委員の古宮洋二は、企業経営者として経営全般に豊富な見識を有しております。監査等委員の舞田靖子は、弁護士の資格を有し、法律に関する専門的知見を有しております。

監査等委員会は、監査方針・監査計画に従い、原則として月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監督を行ってまいります。また、監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、必要に応じて内部監査人及び会計監査人と随時臨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

当事業年度において監査等委員会を原則月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
東 能利生	10回	10回
内田 裕子	13回	13回
古宮 洋二	13回	13回
舞田 靖子	13回	13回
幸田 好和	3回	3回

(注) 1. 幸田好和は、2023年9月27日開催の第22期定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

2. 東能利生は、2023年9月27日開催の第22期定時株主総会で選任され、同日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄部門として2020年8月より内部監査室を設置しております。業務の効率性及び各種規程、職務権限に基づく統制、コンプライアンスの観点から、原則として全事業所、全部門を対象とし、年に1回の監査及びフォロー監査を実施しております。また、必要に応じて監査等委員及び会計監査人との連携を行い、内部統制の強化に努めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約のもと公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備しております。

b 継続監査期間

2018年6月期以降

c 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 金子 一昭

指定有限責任社員 業務執行社員 飛田 貴史

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 19名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。当社はこの選定方針に基づき、総合的に評価を行い監査法人を決定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人について、事前の監査計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を実施しております。

なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人につきましては、監査役協会が推奨する「会計監査人の選任に係る判断基準」による確認を行った結果、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,115	18,000	24,100	43,240
連結子会社	1,252	-	1,252	-
計	24,367	18,000	25,352	43,240

(注) 当社の非監査業務の内容は、情報セキュリティ評価制度における調査業務及び監査業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査法人より提示を受けた監査に要する業務時間を基準として、報酬額を決定しております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果によるものであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役（監査等委員であるものを除く。）のうち業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭による基本報酬のみを支払うこととします。

b 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当該譲渡制限付株式の具体的な内容等については、2022年9月28日開催の定時株主総会で決議され、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、総額は年額1億円以内としております。また、付与される譲渡制限付株式の総数は年1万株以内としております。各対象取締役への譲渡制限付株式の具体的な支給時期及び配分については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切な時期及び配分を取締役会において決定します。

d 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、業績、各取締役の職責と目標達成の難易度等を踏まえ、取締役会決議により委任された代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議のうえ、社外取締役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

e 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業における個々の成果の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会決議により委任された代表取締役執行役員社長CEO（全部門統括）佐々木勉がその具体的内容を決定するものとします。ただし、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議のうえ、社外取締役及び監査等委員会の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、監査等委員の客観的立場からの意見も踏まえて議論が行われ、その審議を十分に尊重して決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、2022年9月28日開催の第21期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額3億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内と決議されており、監査等委員である取締役の報酬等は、当該範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を、上記とは別枠で年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬種類の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を 除く。)	109,753	108,000	-	1,753	3
監査等委員 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	22,200	22,200	-	-	5

(注)取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬1,753千円であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	271,938
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	164,000	協業推進や新規事業創出のため。
非上場株式以外の株式	-	-	-

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,055,977	1,812,591
売掛金	1 260,991	1 332,127
営業投資有価証券	240,589	265,391
その他	88,225	115,215
流動資産合計	2,645,783	2,525,326
固定資産		
有形固定資産	2 33,884	2 44,061
無形固定資産		
ソフトウェア	210,793	246,828
ソフトウェア仮勘定	174,184	103,978
のれん	-	133,248
その他	8,286	7,417
無形固定資産合計	393,264	491,473
投資その他の資産		
投資有価証券	130,337	271,938
繰延税金資産	155,597	226,882
その他	40,544	49,556
投資その他の資産合計	326,478	548,377
固定資産合計	753,627	1,083,912
資産合計	3,399,411	3,609,238
負債の部		
流動負債		
買掛金	64,668	46,590
未払法人税等	67,008	189,136
契約負債	471,087	483,634
賞与引当金	83,858	89,506
その他	139,281	220,805
流動負債合計	825,904	1,029,673
負債合計	825,904	1,029,673
純資産の部		
株主資本		
資本金	409,787	413,018
資本剰余金	309,787	313,018
利益剰余金	1,846,481	2,151,179
自己株式	774	299,174
株主資本合計	2,565,282	2,578,042
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	167	1,090
為替換算調整勘定	-	8,944
その他の包括利益累計額合計	167	7,854
新株予約権	4,701	6,486
非支配株主持分	3,690	2,890
純資産合計	2,573,506	2,579,565
負債純資産合計	3,399,411	3,609,238

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 7月 1日 至 2023年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7月 1日 至 2024年 6月 30日)
売上高	1 2,665,041	1 2,949,083
売上原価	613,530	761,494
売上総利益	2,051,511	2,187,589
販売費及び一般管理費	2,3 1,432,821	2,3 1,495,426
営業利益	618,689	692,162
営業外収益		
受取利息	37	45
受取配当金	-	523
その他	214	2,007
営業外収益合計	252	2,576
営業外費用		
固定資産除却損	1,949	2,496
投資事業組合運用損	6,751	22,240
その他	301	1,561
営業外費用合計	9,003	26,298
経常利益	609,938	668,440
税金等調整前当期純利益	609,938	668,440
法人税、住民税及び事業税	202,725	277,614
法人税等調整額	32,637	71,836
法人税等合計	170,087	205,777
当期純利益	439,850	462,662
非支配株主に帰属する当期純損失()	247	800
親会社株主に帰属する当期純利益	440,098	463,463

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 7月 1日 至 2023年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7月 1日 至 2024年 6月30日)
当期純利益	439,850	462,662
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	167	1,258
為替換算調整勘定	-	8,944
その他の包括利益合計	167	7,686
包括利益	439,682	454,976
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	439,930	455,776
非支配株主に係る包括利益	247	800

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	404,412	304,412	1,511,877	661	2,220,039
当期変動額					
新株の発行	2,665	2,665			5,331
新株の発行(新株予約権の行使)	2,710	2,710			5,420
剰余金の配当			105,494		105,494
親会社株主に帰属する当期純利益			440,098		440,098
自己株式の取得				112	112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,375	5,375	334,603	112	345,243
当期末残高	409,787	309,787	1,846,481	774	2,565,282

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	1,950	1,938	2,223,929
当期変動額					
新株の発行					5,331
新株の発行(新株予約権の行使)					5,420
剰余金の配当					105,494
親会社株主に帰属する当期純利益					440,098
自己株式の取得					112
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	167	167	2,750	1,752	4,334
当期変動額合計	167	167	2,750	1,752	349,577
当期末残高	167	167	4,701	3,690	2,573,506

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	409,787	309,787	1,846,481	774	2,565,282
当期変動額					
新株の発行	831	831			1,662
新株の発行(新株予約権の行使)	2,400	2,400			4,800
剰余金の配当			158,765		158,765
親会社株主に帰属する当期純利益			463,463		463,463
自己株式の取得				298,400	298,400
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,231	3,231	304,697	298,400	12,759
当期末残高	413,018	313,018	2,151,179	299,174	2,578,042

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	167	-	167	4,701	3,690	2,573,506
当期変動額						
新株の発行						1,662
新株の発行(新株予約権の行使)						4,800
剰余金の配当						158,765
親会社株主に帰属する当期純利益						463,463
自己株式の取得						298,400
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,258	8,944	7,686	1,785	800	6,701
当期変動額合計	1,258	8,944	7,686	1,785	800	6,058
当期末残高	1,090	8,944	7,854	6,486	2,890	2,579,565

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	609,938	668,440
減価償却費	177,706	317,055
賞与引当金の増減額 (は減少)	33,992	4,869
受取利息及び受取配当金	37	569
固定資産除却損	1,949	2,496
投資事業組合運用損益 (は益)	6,751	22,240
売上債権の増減額 (は増加)	26,642	60,413
仕入債務の増減額 (は減少)	5,228	19,027
契約負債の増減額 (は減少)	25,838	12,547
営業投資有価証券の増減額 (は増加)	90,596	24,802
その他	51,093	77,797
小計	641,359	1,000,636
利息及び配当金の受取額	37	569
法人税等の支払額	340,278	177,861
営業活動によるキャッシュ・フロー	301,117	823,344
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	700,000
有価証券の償還による収入	-	700,000
有形固定資産の取得による支出	7,483	18,845
無形固定資産の取得による支出	346,192	275,881
投資有価証券の取得による支出	130,806	164,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	² 156,820
その他	15	894
投資活動によるキャッシュ・フロー	484,467	616,441
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	5,420	4,800
配当金の支払額	105,389	158,654
自己株式の取得による支出	112	298,400
非支配株主からの払込みによる収入	2,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,082	452,254
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	440
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	281,431	244,910
現金及び現金同等物の期首残高	2,337,409	2,055,977
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 2,055,977	¹ 1,811,066

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社アイキューブドベンチャーズ

アイキューブド1号投資事業有限責任組合

10KN COMPANY LIMITED

10KN COMPANY LIMITEDは2024年4月2日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2024年4月1日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アイキューブドベンチャーズの決算日は、連結決算日と一致しております。

アイキューブド1号投資事業有限責任組合の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

10KN COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～12年

無形固定資産

定額法を採用しております。主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間(5年以内)

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金については、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

モバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の軸に、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しております。

顧客との契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果が及ぶ期間で均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

営業投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
営業投資有価証券 (市場価格のない株式等)	240,589	265,391
売上原価	-	55,077

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

営業投資有価証券は、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。当社グループは、投資先企業の将来成長による超過収益力を見込んで、財務諸表から得られる1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べ相当程度高い価額で株式等の取得を行っており、投資先企業の超過収益力等が著しく毀損した場合は、営業投資有価証券の減損処理を行うこととしています。

投資時の超過収益力の毀損の有無については、投資先の事業の進捗状況、将来の成長性や資金調達の状況等を総合的に勘案して判断しております。当該判断には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び利益であります。

主要な仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画の遂行が困難な状況となる等、超過収益力が見込めなくなった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
売掛金	260,991千円	332,127千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	29,139千円	38,568千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
役員報酬	145,800千円	130,200千円
給料及び手当	491,542 "	485,369 "
賞与引当金繰入額	57,051 "	66,352 "

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
	17,798千円	13,270千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	241千円	1,809千円
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	241 "	1,809 "
税効果額	73 "	551 "
その他有価証券評価差額金	167 千円	1,258 千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	- "	8,944 "
その他の包括利益合計	167 千円	7,686 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,274,850	17,500	-	5,292,350
合計(株)	5,274,850	17,500	-	5,292,350

(注)当期の増加株式数は、譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行3,200株、新株予約権の権利行使による新株の発行14,300株によるものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	121	47	-	168
合計(株)	121	47	-	168

(注)当期の増加株式数は、単元未満株式の買取47株によるものです。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,701
合計		-	-	-	-	4,701

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月24日取締役会	普通株式	105,494	20	2022年6月30日	2022年9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年8月9日取締役会	普通株式	158,765	利益剰余金	30	2023年6月30日	2023年9月28日

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,292,350	11,400	-	5,303,750
合計(株)	5,292,350	11,400	-	5,303,750

(注)当期の増加株式数は、譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行1,200株、新株予約権の権利行使による新株の発行10,200株によるものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	168	200,000	-	200,168
合計(株)	168	200,000	-	200,168

(注)当期の増加株式数は、2024年5月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得200,000株によるものです。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6,486
合計		-	-	-	-	6,486

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	158,765	30	2023年6月30日	2023年9月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月14日 取締役会	普通株式	163,314	利益剰余金	32	2024年6月30日	2024年9月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金	2,055,977千円	1,812,591千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	- "	1,525 "
現金及び現金同等物	2,055,977千円	1,811,066千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

株式の取得により新たに10KN COMPANY LIMITED社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに10KN COMPANY LIMITED社株式の取得価額と10KN COMPANY LIMITED社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	35,022 千円
固定資産	3,576 "
のれん	133,248 "
流動負債	8,535 "
為替換算調整勘定	9,385 "
株式の取得価額	172,697 千円
現金及び現金同等物	15,876 "
差引：取得のための支出	156,820 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は新株の発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は短期間で決済されるものであります。また、一部の外貨建て債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、新規取引先の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、各部署からの報告に基づき担当部署が適宜に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

外貨建て債務については、短期間で決済され、かつその金額は僅少であるため、市場リスクを管理する重要性が低いと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年6月30日)

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2023年6月30日
非上場株式	247,112
投資事業有限責任組合への出資(注)	123,813

(注) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。

当連結会計年度(2024年6月30日)

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2024年6月30日
非上場株式	271,914
投資事業有限責任組合への出資(注)	265,414

(注) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	- 千円	- 千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	2,750千円	2,275千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 78名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 45,000株
付与日	2014年6月26日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年6月27日～2024年6月26日

	第3回新株予約権
決議年月日	2017年11月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 68,200株
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年11月1日～2027年10月31日

	第7回新株予約権
決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 60名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 73,500株
付与日	2019年10月1日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日

	第8回新株予約権

決議年月日	2021年5月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,320株
付与日	2021年6月9日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年6月10日～2031年6月9日

	第9回新株予約権
決議年月日	2022年5月10日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,750株
付与日	2022年6月14日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年6月15日～2032年6月14日

	第10回新株予約権
決議年月日	2023年5月11日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 8,570株
付与日	2023年6月14日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年6月15日～2033年6月14日

	第11回新株予約権
決議年月日	2023年12月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,500株
付与日	2024年1月18日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年1月19日～2034年1月18日

	第12回新株予約権
決議年月日	2024年5月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 7,900株
付与日	2024年6月12日
権利確定条件	権利確定条件に定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年6月13日～2034年6月12日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2014年6月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年12月20日付株式分割(1株につき10株の割合)を反映した数値を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月26日	2017年11月14日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	5,200	27,800
権利確定	-	-
権利行使	5,200	-
失効	-	-
未行使残	-	27,800

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2019年9月27日	2021年5月12日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	3,000
付与	-	-
失効	-	280
権利確定	-	-
未確定残	-	2,720
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	47,100	-
権利確定	-	-
権利行使	5,000	-
失効	-	-
未行使残	42,100	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権

決議年月日	2022年5月10日	2023年5月11日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	3,750	8,570
付与	-	-
失効	250	350
権利確定	-	-
未確定残	3,500	8,220
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2023年12月12日	2024年5月14日
権利確定前(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
付与	1,500	7,900
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	1,500	7,900
権利確定後(株)	-	-
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注)2014年6月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2019年12月20日付株式分割(1株につき10株の割合)を反映した数値を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月26日	2017年11月14日
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	1,437	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2019年9月27日	2021年5月12日
権利行使価格(円)	700	4,665
行使時平均株価(円)	1,408	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	1,925

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2022年5月10日	2023年5月11日
権利行使価格(円)	2,040	1,478
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	788	614

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2023年12月12日	2024年5月14日
権利行使価格(円)	1,345	1,455
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	478	510

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第3回新株予約権、第7回新株予約権は、付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によります。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

(2) 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第11回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性(注) 1	47.615%
予想残存期間(注) 2	6.00年
配当利回り(注) 3	2.230%
無リスク利率(注) 4	0.225%

(注) 1. 当社の過去の株価実績に基づき算定をしております。

2. 新株予約権の割当日から権利行使期間の中間点までの期間であります。

3. 評価時点における2023年6月期の1株当たりの配当予想額をストック・オプションの割当日の株価で除して計算し、見積をおこなっております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債、政府機関債又は優良社債の利回りであります。

第12回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性(注) 1	46.006%
予想残存期間(注) 2	6.00年
配当利回り(注) 3	2.199%
無リスク利率(注) 4	0.640%

(注) 1. 当社の過去の株価実績に基づき算定をしております。

2. 新株予約権の割当日から権利行使期間の中間点までの期間であります。

3. 評価時点における2024年6月期の1株当たりの配当予想額をストック・オプションの割当日の株価で除して計算し、見積をおこなっております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債、政府機関債又は優良社債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の連結会計年度末における本源的価値の合計額及び連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 69,408千円

(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 9,710千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	25,543千円	27,026千円
減価償却費	70,920 "	119,136 "
未払事業税	5,763 "	9,810 "
営業投資有価証券評価損	- "	9,134 "
株式報酬費用	27,203 "	27,835 "
その他	31,953 "	34,415 "
繰延税金資産小計	161,384千円	227,360千円
評価性引当額	5,787 "	- "
繰延税金資産合計	155,597千円	227,360千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	- 千円	477千円
繰延税金負債合計	- 千円	477千円
繰延税金資産純額	155,597千円	226,882千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
法定実効税率	30.46%	- %
(調整)		
住民税均等割等	0.41%	- %
留保金課税	2.50%	- %
法人税特別控除	5.80%	- %
その他	0.32%	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.89%	- %

(注)当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復費用については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	前連結会計年度
CLOMO事業	
CLOMO MDM	2,435,820
SECURED APPs	157,165
その他	72,055
投資事業	-
顧客との契約から生じる収益	2,665,041
外部顧客への売上高	2,665,041

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	当連結会計年度
CLOMO事業	
CLOMO MDM	2,692,338
SECURED APPs	153,474
その他	103,271
投資事業	-
顧客との契約から生じる収益	2,949,083
外部顧客への売上高	2,949,083

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	496,925	471,087
契約負債(期末残高)	471,087	483,634

契約負債は、主にCLOMO事業にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	404,852	447,944
1年超2年以内	37,235	27,207
2年超3年以内	23,119	6,588
3年超	5,879	1,893
合計	471,087	483,634

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「CLOMO事業」と「投資事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と一致していません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	CLOMO事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,665,041	-	2,665,041	-	2,665,041
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,665,041	-	2,665,041	-	2,665,041
セグメント利益 又は損失()	634,355	15,666	618,689	-	618,689
セグメント資産	3,423,187	388,224	3,811,411	412,000	3,399,411
その他の項目					
減価償却費	177,706	-	177,706	-	177,706
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	348,059	-	348,059	-	348,059

(注) 1. セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権債務相殺消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と一致していません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	CLOMO事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,949,083	-	2,949,083	-	2,949,083
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,949,083	-	2,949,083	-	2,949,083
セグメント利益 又は損失()	763,328	71,165	692,162	-	692,162
セグメント資産	3,826,596	312,242	4,138,838	529,600	3,609,238
その他の項目					
減価償却費	317,055	-	317,055	-	317,055
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	295,069	-	295,069	-	295,069

(注) 1. セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権債務相殺消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CLOMO MDM	CLOMO SECURED APPs	その他	合計
外部顧客への売上高	2,435,820	157,165	72,055	2,665,041

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ及びそのグループ会社	1,248,287	CLOMO事業
株式会社ティーガイア	291,233	CLOMO事業

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	CLOMO MDM	CLOMO SECURED APPs	その他	合計
外部顧客への売上高	2,692,338	153,474	103,271	2,949,083

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ及びそのグループ会社	1,480,945	CLOMO事業
株式会社ソラニワ	300,415	CLOMO事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	CLOMO事業	投資事業	計		
当期末残高	133,248	-	133,248	-	133,248

(注) 上記ののれんは全て2024年4月1日をみなし取得日として行った企業結合により発生したものであるため、のれんの償却額は発生していません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	484.70円	503.60円
1株当たり当期純利益	83.33円	87.96円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	82.36円	87.13円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	440,098	463,463
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	440,098	463,463
普通株式の期中平均株式数(株)	5,281,419	5,269,208
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	61,899	49,869
(うち新株予約権)(株)	(61,899)	(49,869)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数15,320個)	新株予約権3種類 (新株予約権の数14,440個)

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2023年6月30日)	当連結会計年度末 (2024年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	2,573,506	2,579,565
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,392	9,376
(うち新株予約権)(千円)	(4,701)	(6,486)
(うち非支配株主持分)(千円)	(3,690)	(2,890)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,565,114	2,570,188
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	5,292,182	5,103,582

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	697,023	1,425,640	2,173,719	2,949,083
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円)	137,469	331,244	513,196	668,440
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	93,508	222,445	340,302	463,463
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	17.67	42.02	64.28	87.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	17.67	24.36	22.26	23.71

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,909,658	1,767,154
売掛金	260,991	322,087
前払費用	86,041	104,273
その他	868	2,728
流動資産合計	2,257,559	2,196,244
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,678	23,261
工具、器具及び備品	8,205	19,773
有形固定資産合計	33,884	43,035
無形固定資産		
商標権	8,286	7,417
ソフトウェア	210,793	246,828
ソフトウェア仮勘定	174,184	104,422
無形固定資産合計	393,264	358,668
投資その他の資産		
投資有価証券	130,337	271,938
関係会社株式	20,000	208,724
関係会社出資金	361,692	293,632
長期前払費用	8,380	15,043
繰延税金資産	155,597	217,748
その他	32,164	31,962
投資その他の資産合計	708,171	1,039,049
固定資産合計	1,135,320	1,440,754
資産合計	3,392,880	3,636,998

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	64,668	47,383
未払金	60,183	119,625
未払費用	69,476	81,181
未払法人税等	65,700	188,499
契約負債	471,087	483,634
預り金	8,298	13,766
賞与引当金	83,858	88,728
流動負債合計	823,273	1,022,820
負債合計	823,273	1,022,820
純資産の部		
株主資本		
資本金	409,787	413,018
資本剰余金		
資本準備金	309,787	313,018
資本剰余金合計	309,787	313,018
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,846,271	2,179,738
利益剰余金合計	1,846,271	2,179,738
自己株式	774	299,174
株主資本合計	2,565,073	2,606,601
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	167	1,090
評価・換算差額等合計	167	1,090
新株予約権	4,701	6,486
純資産合計	2,569,606	2,614,178
負債純資産合計	3,392,880	3,636,998

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 7月 1日 至 2023年 6月30日)	当事業年度 (自 2023年 7月 1日 至 2024年 6月30日)
売上高	2,665,041	2,949,083
売上原価	613,530	708,159
売上総利益	2,051,511	2,240,924
販売費及び一般管理費	1,417,155	1,465,411
営業利益	634,355	775,513
営業外収益		
受取利息	36	44
雑収入	168	2,257
営業外収益合計	205	2,302
営業外費用		
固定資産除却損	1,949	2,496
投資事業組合運用損	28,839	68,493
雑損失	279	1,114
営業外費用合計	31,068	72,105
経常利益	603,492	705,710
税引前当期純利益	603,492	705,710
法人税、住民税及び事業税	201,131	276,180
法人税等調整額	32,637	62,702
法人税等合計	168,493	213,478
当期純利益	434,998	492,231

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	116,669	13.6	184,484	20.6
経費		741,599	86.4	708,966	79.4
当期総製造費用		858,269	100.0	893,450	100.0
当期商品仕入高		73,798		80,149	
合計		923,067		973,599	
他勘定振替高	2	318,537		265,440	
売上原価		613,530		708,159	

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	488,950	306,616
減価償却費	167,100	300,851
通信費	83,815	99,745

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	316,002	264,850
その他	2,534	589
計	318,537	265,440

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算であり、労務費及び一部の経費については予定原価を用い、原価差額は調整計算を行っております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	404,412	304,412	304,412	1,516,768	1,516,768	661	2,224,930
当期変動額							
新株の発行	2,665	2,665	2,665				5,331
新株の発行(新株予約権 の行使)	2,710	2,710	2,710				5,420
剰余金の配当				105,494	105,494		105,494
当期純利益				434,998	434,998		434,998
自己株式の取得						112	112
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	5,375	5,375	5,375	329,503	329,503	112	340,142
当期末残高	409,787	309,787	309,787	1,846,271	1,846,271	774	2,565,073

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	-	-	1,950	2,226,881
当期変動額				
新株の発行				5,331
新株の発行(新株予 約権の行使)				5,420
剰余金の配当				105,494
当期純利益				434,998
自己株式の取得				112
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	167	167	2,750	2,582
当期変動額合計	167	167	2,750	342,725
当期末残高	167	167	4,701	2,569,606

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	409,787	309,787	309,787	1,846,271	1,846,271	774	2,565,073
当期変動額							
新株の発行	831	831	831				1,662
新株の発行（新株予約権 の行使）	2,400	2,400	2,400				4,800
剰余金の配当				158,765	158,765		158,765
当期純利益				492,231	492,231		492,231
自己株式の取得						298,400	298,400
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,231	3,231	3,231	333,466	333,466	298,400	41,528
当期末残高	413,018	313,018	313,018	2,179,738	2,179,738	299,174	2,606,601

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	167	167	4,701	2,569,606
当期変動額				
新株の発行				1,662
新株の発行（新株予 約権の行使）				4,800
剰余金の配当				158,765
当期純利益				492,231
自己株式の取得				298,400
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	1,258	1,258	1,785	3,043
当期変動額合計	1,258	1,258	1,785	44,571
当期末残高	1,090	1,090	6,486	2,614,178

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～12年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間（5年以内）

3. 引当金の計上基準

賞与引当金については、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

モバイル端末管理サービス「CLOMO MDM」及びモバイル端末向けアプリサービス「CLOMO SECURED APPs」を事業の主軸に、クラウドを利用したB to BのSaaS事業をサブスクリプションの形で提供しております。

顧客との契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑損失」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「為替差損」249千円、「雑損失」29千円は、「雑損失」279千円として組替えております。

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
役員報酬	145,800千円	130,200千円
給料及び手当	486,262 "	480,089 "
賞与引当金繰入額	57,051 "	66,352 "
減価償却費	10,605 "	16,204 "
おおよその割合		
販売費	26%	31%
一般管理費	74 "	69 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
子会社株式(関係会社出資金含む)	381,692	502,357

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	25,543 千円	27,026 千円
減価償却費	70,920 "	119,136 "
未払事業税	5,763 "	9,810 "
株式報酬費用	27,203 "	27,835 "
その他	31,953 "	34,415 "
繰延税金資産小計	161,384 千円	218,225 千円
評価性引当額	5,787 "	- "
繰延税金資産合計	155,597 千円	218,225 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	- 千円	477 千円
繰延税金負債合計	- 千円	477 千円
繰延税金資産純額	155,597 千円	217,748 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
法定実効税率	30.46%	- %
(調整)		
住民税均等割等	0.40%	- %
留保金課税	2.53%	- %
法人税特別控除	5.86%	- %
その他	0.40%	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.92%	- %

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	35,172	-	-	2,416	35,172	11,911
	工具、器具及び備品	27,851	19,153	953	7,585	46,051	26,277
	計	63,024	19,153	953	10,002	81,224	38,189
無形固定資産	商標権	8,690	-	-	868	8,690	1,272
	ソフトウェア	330,755	342,219	-	306,184	672,975	426,146
	ソフトウェア仮勘定	174,184	274,953	344,715	-	104,422	-
	計	513,630	617,172	344,715	307,053	786,087	427,418

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	CLOMO PANEL Modernization - Devices Phase2	58,087千円
	SecuredContacts for Android Xamarin版開発	38,513千円
	CLOMO PANEL Modernization - Devices Phase1	35,856千円
	CLOMO PANEL Modernization - Settings	28,444千円
	Android Enterprise Recommended 対応 2023	23,081千円
	SecuredContacts for Android .NET6/8 対応	12,416千円
	MDM コマンド予約機能	10,503千円
ソフトウェア仮勘定	CLOMO PANEL Modernization - Users/Org	26,823千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	除却	953千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替(サービス提供のための自社利用ソフトウェア)	325,982千円
	ソフトウェアへの振替(自社利用ソフトウェア)	16,236千円
	除却	2,496千円

なお、サービス提供のための自社利用ソフトウェアについては、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替は開発プロジェクト会議のリリース認証時点でおこなっております。

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	83,858	88,728	83,858	88,728

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月内
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.i3-systems.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) 2023年9月27日福岡財務支局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年9月27日福岡財務支局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第23期第1四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日福岡財務支局長に提出

事業年度 第23期第2四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月13日福岡財務支局長に提出

事業年度 第23期第3四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2024年5月14日福岡財務支局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2023年9月27日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書

2023年12月12日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書

2024年5月14日福岡財務支局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2023年12月12日に提出した、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書の訂正報告書(上記(4) 臨時報告書の訂正報告書)

2024年1月18日福岡財務支局長に提出

2024年5月14日に提出した、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書の訂正報告書(上記(4) 臨時報告書の訂正報告書)

2024年6月12日福岡財務支局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

2024年6月3日福岡財務支局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年9月25日

株式会社 アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴 史
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイキューブドシステムズの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズ及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

サービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、CLOMOサービスとSECURED APPsサービスを提供しており、サービス提供のために自社でソフトウェア開発を行っている。</p> <p>当連結会計年度において、サービス提供のためのソフトウェアについて、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへ325,982千円振り替えられている。</p> <p>サービス提供のためのソフトウェア仮勘定は、開発プロジェクト会議のリリース認証時点でソフトウェアに振り替えられ、一定期間にわたり減価償却費として費用計上されている。</p> <p>サービス提供のためのソフトウェアについて、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替時期はリリース予定時期に応じて予め定められているが、実際の振替時期は開発プロジェクトの進捗状況によって前後すること、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替額は金額的重要性があり、ソフトウェア仮勘定の振替時期により減価償却費が大きく変動する。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期に関する内部統制の整備状況及び運用状況について、主に以下の点に焦点を当てて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発プロジェクトのリリースの可否、リリース予定時期と実際のリリース時期の整合性に関する開発プロジェクト会議における社内承認に関する統制 <p>(2) ソフトウェア仮勘定の振替時期の検証</p> <p>サービス提供のためのソフトウェア仮勘定の振替時期を検討するため、定量的及び定性的に重要な開発プロジェクトについて以下の手続を必要に応じて実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発プロジェクト会議議事録を閲覧することによるリリース認証の検証 開発プロジェクト会議により予め定められたリリース予定時期と実際のリリース時期の整合性の検討 開発プロジェクト会議により予め定められたリリース予定時期と開発プロジェクトの実際の進捗状況の検討 開発プロジェクトの実際の進捗状況について、製品開発責任者へ質問 開発プロジェクトの発生工数の推移分析

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイキューブドシステムズの2024年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイキューブドシステムズが2024年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又

は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月25日

株式会社 アイキューブドシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴 史
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイキューブドシステムズの2023年7月1日から2024年6月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイキューブドシステムズの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

サービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（サービス提供のための自社利用のソフトウェア仮勘定のソフトウェアへの振替時期）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。